

令和 3 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 16 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〃 第 17 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	14
〃 第 18 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	20
〃 第 19 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 17 号	令和3年度奈良市一般会計予算……………	46
〃 第 18 号	令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	57
〃 第 19 号	令和3年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	59
〃 第 20 号	令和3年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	63
〃 第 21 号	令和3年度奈良市介護保険特別会計予算……………	66
〃 第 22 号	令和3年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	69
〃 第 23 号	令和3年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	71
〃 第 24 号	令和3年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 25 号	令和3年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 26 号	令和3年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 27 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	74
〃 第 28 号	奈良市特別会計条例の一部改正について……………	75
〃 第 29 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	76
〃 第 30 号	奈良市更生支援に関する条例の制定について……………	108
〃 第 31 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正に ついて……………	112
〃 第 32 号	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例等の一部改正について……………	113
〃 第 33 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	115
〃 第 34 号	奈良市介護保険条例の一部改正について……………	119

奈良市議案第 35 号	奈良市営駐車場条例の一部改正について……………	121
〳 第 36 号	奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正につ て……………	122
〳 第 37 号	奈良市道路占用料に関する条例の一部改正について……………	127
〳 第 38 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	129
〳 第 39 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて……………	130
〳 第 40 号	包括外部監査契約の締結について……………	131
〳 第 41 号	市道路線の廃止について……………	132
〳 第 42 号	市道路線の認定について……………	137
〳 第 43 号	町の区域の変更について……………	157
〳 第 44 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	160
〳 第 45 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	161
〳 第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	162
〳 第 47 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	163
〳 第 48 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	164
〳 第 49 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	165
〳 第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	167
〳 第 51 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	168
〳 第 52 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	169
〳 第 53 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	170
〳 第 54 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	171
〳 第 55 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	172
〳 第 56 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	173
〳 第 57 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	174
〳 第 58 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	175
〳 第 59 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	176
〳 第 60 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	177
〳 第 61 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	179
〳 第 62 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	180

奈良市議案第 63 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	181
〳 第 64 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	182
〳 第 65 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	183
〳 第 66 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更 について……………	184
〳 第 67 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	186
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	188

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度事業計画書

令和3年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、中高層住宅、奈良市市街地地域（一部）及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃等に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	887件	940件	△53件
一般従量制汲取	63件	67件	△4件
事業所等従量制汲取	200件	188件	12件

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	615か所	0

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1 箇所	1 箇所	0

- ④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

・近鉄新大宮駅前地下道
 ・近鉄新大宮駅西側地下道
 ・J R 平城山駅旅客通路
 ・J R 平城山駅西側歩道橋
 ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
 ・近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6 箇所)	(6 箇所)	0
1 3, 7 9 2 m ²	1 3, 7 9 2 m ²	0

- ⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
7 9, 1 5 0 世帯	8 5, 1 6 1 世帯	△6, 0 1 1 世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等

当年度	前年度	増減
30 か所	30 か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1,650 t	2,170 t	△520 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2,450 t	1,970 t	480 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。(件数は月平均)

当年度	前年度	増減
439 件	428 件	11 件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名（内臨時5）	9名（内臨時5）	0
現業職	116名（内臨時76）	112名（内臨時72）	4名
合計	125名（内臨時81）	121名（内臨時77）	4名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	13台	13台	0
パッカー車	39台	41台	△2台
貨物車 他	21台	19台	2台
営業車	3台	3台	0
合計	76台	76台	0

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	153,797	153,797	0
公園・広場等清掃業務	59,900	59,843	57
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,100	1,840	260
公衆便所清掃業務	1,245	1,245	0
地下道等清掃業務	3,613	3,613	0
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,544	24,547	△3
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	34,240	34,240	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	84,436	84,438	△2
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	304,537	331,019	△26,482
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,303	14,303	0

受託事業名	当年度	前年度	増減
東部地域再生資源収集運搬業務	4,033	4,033	0
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,969	6,969	0
市街地地域（一部）再生資源収集運搬業務	65,800	28,200	37,600
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	2,667	2,667	0
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務	3,427	3,427	0
ばいじん処理物運搬業務	8,180	9,915	△ 1,735
焼却灰（非鉄）運搬業務	9,648	8,664	984
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,177	18,129	48
受託事業収入合計	801,616	790,889	10,727

② 受託外許認可事業等収入

（単位：千円）

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	88,657	93,832	△ 5,175
受託外許認可事業等収入合計	88,657	93,832	△ 5,175

③ 事業外収入

（単位：千円）

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	68	△ 11
雑収入	36	36	0
事業外収入合計	93	104	△ 11

収入合計（上記①～③の合計）

（単位：千円）

収入合計	当年度	前年度	増減
	890,366	884,825	5,541

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	473,552	462,697	10,855
福利厚生費	16,140	14,023	2,117
燃料費	45,938	49,807	△ 3,869
事故整理費	700	700	0
保険料	5,738	9,719	△ 3,981
旅費交通費	1,933	2,044	△ 111
雑費	516	1,084	△ 568
法定福利費	76,158	74,441	1,717
被服費	3,223	3,114	109
修繕費	52,766	48,229	4,537
公租公課	7,312	7,549	△ 237
消耗品費	9,786	12,827	△ 3,041
賃借料	3,200	3,150	50
減価償却費	18,121	21,986	△ 3,865
合 計	715,083	711,370	3,713

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	59,652	58,729	923
福利厚生費	2,033	1,462	571
水道光熱費	1,937	2,290	△ 353
保険料	224	240	△ 16
旅費交通費	52	64	△ 12
通信費	2,197	2,172	25
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0

科目	当年度	前年度	増減
支払手数料	4,056	4,076	△ 20
減価償却費	2,100	2,100	0
法定福利費	9,609	9,463	146
公租公課	2,028	2,194	△ 166
修繕費	784	784	0
消耗品費	1,723	1,723	0
燃料費	247	287	△ 40
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,065	500
調査研究費	20	20	0
賃借料	5,231	5,465	△ 234
雑費	59	59	0
合 計	94,214	92,890	1,324

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	139	139	0
消費税	80,930	80,426	504
合 計	81,069	80,565	504

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	890,366	884,825	5,541

当期利益金（収入合計－費用合計）

（単位：千円）

	当年度	前年度	増減
当期利益金	0	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	315,265	293,716	21,549	
未収入金	8,473	10,983	△ 2,510	
受託事業未収金	85,640	68,788	16,852	
手数料未収金	1,684	2,206	△ 522	
前払費用	575	702	△ 127	
貯蔵品	965	3,544	△ 2,579	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 572	△ 487	△ 85	
流動資産合計	412,030	379,452	32,578	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	62,380	64,545	△ 2,165	
建物附属設備	2,340	2,213	127	
構築物	863	1,046	△ 183	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	32,056	11,307	20,749	
什器備品	2,979	1,564	1,415	
電話設備	290	387	△ 97	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	142,871	123,025	19,846	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	443	852	△ 409	
無形固定資産合計	1,053	1,462	△ 409	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,440	0	
長期貸付金	3,794	3,889	△ 95	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	538	456	82	
投資その他の資産合計	5,782	5,795	△ 13	
固定資産合計	149,706	130,282	19,424	
資産合計	561,736	509,734	52,002	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	0	3	△ 3	
未払金	28,425	27,830	595	
未払法人税等	141	141	0	
預り金	6,553	6,009	544	
仮受金	446	422	24	
手数料未払金	1,684	2,206	△ 522	
未払消費税	18,861	24,844	△ 5,983	
修繕引当金	48,675	0	48,675	
流動負債合計	104,785	61,455	43,330	
2. 固定負債				
退職給与引当金	198,937	253,089	△ 54,152	
固定負債合計	198,937	253,089	△ 54,152	
負債合計	303,722	314,544	△ 10,822	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	248,014	185,190	62,824	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	245,514	182,690	62,824	
純資産合計	258,014	195,190	62,824	
負債及び正味財産合計	561,736	509,734	52,002	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	728,742	718,989	9,753	
浄化槽収入	80,601	85,306	△ 4,705	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	809,343	804,295	5,048	
売上原価				
事業直接原価	715,083	711,370	3,713	
売上原価合計	715,083	711,370	3,713	
売上総利益	94,260	92,925	1,335	
販売費及び一般管理費	94,214	92,890	1,324	
営業利益	46	35	11	
営業外収益				
受取利息	52	68	△ 16	
受取配当金	5	0	5	
雑収入	36	36	0	
営業外収益合計	93	104	△ 11	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	139	139	0	
営業外費用合計	139	139	0	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	13	△ 13	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	0	13	△ 13	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	43	0	43	
貸倒損失	17	41	△ 24	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	60	41	19	
税引前当期純利益	△ 60	△ 28	△ 32	
法人税、住民税及び事業税	143	145	△ 2	
当期純利益	△ 203	△ 173	△ 30	

奈良市市街地開発株式会社の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和3年度事業計画書

令和3年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中で非常に厳しい状況が続くと予想されるが、感染防止に努め、最大限の努力を行い、コロナ禍のピンチをチャンスに発想転換し、現在空いている区画に対し積極的なテナント誘致を行い、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

令和3年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設の空き区画のテナント誘致に努めると同時に、催事での有効利用に努めることにより当期の利益金は620千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
事業収入	199,460	176,340	23,120
(内訳) 商業床等管理収入	124,460	131,340	△ 6,880
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0
建物管理業務収入	30,000	0	30,000
事業外収入	300	300	0
収入合計	199,760	176,640	23,120

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
総費用	199,140	174,250	24,890
(内訳) 人件費	16,840	16,640	200
福利厚生費	3,500	3,400	100
委託費	69,550	45,100	24,450
賃借料	59,100	57,240	1,860
共益費	39,000	41,700	△ 2,700
販促費	600	600	0
消耗品費	1,200	1,300	△ 100
通信費	630	300	330

科 目	当年度	前年度	増減
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,200	1,250	△ 50
修繕費	2,800	2,000	800
会議費	20	20	0
手数料	2,640	2,600	40
公租公課	500	500	0
諸会費	100	100	0
旅費交通費	20	30	△ 10
保険料	320	350	△ 30
雑費	1,100	1,100	0
支出合計	199,140	174,250	24,890

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
当期収支差額	620	2,390	△ 1,770

予 定 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	187,534	191,817	△ 4,283	
未収金	8,200	7,500	700	
未収入金	7,400	3,600	3,800	
前払費用	5,300	5,300	0	
流動資産合計	208,434	208,217	217	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物付属設備	16,448	16,448	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 21,500	△ 20,300	△ 1,200	
有形固定資産合計	12,645	13,845	△ 1,200	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	400	400	0	
無形固定資産合計	400	400	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	13,058	14,258	△ 1,200	
資産合計	221,492	222,475	△ 983	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,000	1,800	△ 800	
未払外注費	6,980	3,930	3,050	
未払費用	2,300	2,500	△ 200	
前受金	3,670	4,030	△ 360	
預り金	100	150	△ 50	
売上預り金	8,000	12,200	△ 4,200	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	22,350	24,910	△ 2,560	
2. 固定負債				
預り保証金	33,642	34,875	△ 1,233	
固定負債合計	33,642	34,875	△ 1,233	
負債合計	55,992	59,785	△ 3,793	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	46,800	43,990	2,810	
繰越利益剰余金	46,800	43,990	2,810	
(うち当期純利益)	(620)	(2,390)	(△ 1,770)	
純資産合計	165,500	162,690	2,810	
負債及び純資産合計	221,492	222,475	△ 983	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	124,460	131,340	△ 6,880	
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0	
建物管理業務	30,000	0	30,000	
売上高合計	199,460	176,340	23,120	
売上原価				
当期製品製造原価	188,990	164,830	24,160	
売上原価合計	188,990	164,830	24,160	
販売費及び一般管理費	9,850	9,120	730	
営業利益	620	2,390	△ 1,770	
営業外収益				
受取利息	30	30	0	
雑収入	270	270	0	
営業外収益合計	300	300	0	
経常利益	920	2,690	△ 1,770	
税引前当期純利益	920	2,690	△ 1,770	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	620	2,390	△ 1,770	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和3年度事業計画書

令和3年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び児童福祉の保障に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する事業及び児童の健全育成に関する事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、地域の課題解決のための拠点としての公民館の役割を市民とともに再確認し、市民と職員との二人三脚による地域の課題解決が促進されるよう努める。また、これまで公民館を利用することの少なかった中学生・高校生たちとのつながりを生かし、若い世代の生涯学習活動をさらに広げていく。

児童館については、これまで公民館の指定管理者として培ってきた実績やノウハウを生かし、奈良市や地域、関連施設とも協調しながら、地域に根差した事業展開・管理運営を行う。

2. 事業内容

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

○公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることをめざし、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努める。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、高齢者の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることをめざす。また、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させることにより、新たな学習活動への意欲をかきたてるとともに、参加者の交流の場を

創出する。

令和3年度は、コロナ禍により顕在化してきた課題や学習要求に対して、公民館にできること・求められていることを考え、新規事業として取り組む。また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。

なお、令和3年度は施設ごとに策定している中期計画の4年目であり、目標の達成に向けて終盤に差し掛かるため、コロナ禍のなかで大きく変容した社会や地域の現状・課題に照らし合わせて改めて目標と道程を確認し、これまでの成果・課題を踏まえて着実に目標達成に向けた取組を進める。

加えて、市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。また、次世代を担う若い世代の利用を促進する。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○児童館事業

児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努める。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における遊び

及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど児童の心身を育成する。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な問題は必要に応じて専門機関へとつなげる。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワークの構築を行い、地域での子育て環境づくりを進めることで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することをめざす。

令和3年度は、「児童館ガイドライン」等を参考に改めて児童館の現状・課題を分析し、より充実した事業を展開する。また、児童館の対象でありながら利用することの少なかった中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくりに努めるとともに、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館
計4施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供をめざす。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	732,087	732,217	△ 130	
基本財産運用収入	11	11	0	
基本財産利息収入	11	11	0	
協定事業収入	726,648	726,922	△ 274	
指定管理受託収入	726,000	726,000	0	
講座受講料収入	648	922	△ 274	
自主事業収入	5,254	5,110	144	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	244	100	144	
雑収入	174	174	0	
受取利息	4	4	0	
雑収入	170	170	0	
経常収益計	732,087	732,217	△ 130	
(2) 経常費用				
事業費	709,224	699,977	9,247	
人件費	483,287	480,953	2,334	
給料	161,002	158,069	2,933	
賃金	153,517	149,890	3,627	
職員手当	73,522	77,285	△ 3,763	
福利厚生	65,782	66,133	△ 351	
賞与引当金繰入	29,464	29,576	△ 112	
事業経費	225,937	219,024	6,913	
諸謝金	9,092	9,623	△ 531	
旅費交通費	306	472	△ 166	
消耗品費	7,723	7,206	517	
燃料費	1,450	1,529	△ 79	
賄材料費	21	45	△ 24	
会議費	268	249	19	
印刷製本費	1,363	1,706	△ 343	
光熱水料費	51,645	52,427	△ 782	
修繕費	17,015	6,515	10,500	
医薬材料費	61	64	△ 3	
通信運搬費	3,239	2,639	600	
減価償却費	19,891	17,886	2,005	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,434	3,439	△ 5	
保険料	2,022	2,022	0	
委託費	60,299	62,619	△ 2,320	
賃借料	7,146	9,069	△ 1,923	
負担金	94	94	0	
広告料	20	20	0	
租税公課	40,848	41,400	△ 552	
管理費	32,863	32,240	623	
人件費	20,378	20,191	187	
給料	7,611	7,270	341	
賃金	5,222	5,387	△ 165	
職員手当	3,435	3,458	△ 23	
福利厚生	2,831	2,810	21	
賞与引当金繰入	1,279	1,266	13	
管理経費	12,485	12,049	436	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	259	8	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	61	△ 5	
光熱水料費	2,383	2,423	△ 40	
通信運搬費	113	112	1	
手数料	483	483	0	
委託費	791	316	475	
賃借料	878	874	4	
負担金	7,041	7,048	△ 7	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	742,087	732,217	9,870	
当期経常増減額	△ 10,000	0	△ 10,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 10,000	0	△ 10,000	
一般正味財産期首残高	31,584	31,584	0	
一般正味財産期末残高	21,584	31,584	△ 10,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	71,584	81,584	△ 10,000	

予 定 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	107,588	108,408	△ 820	
未収金	8	103	△ 95	
立替金	488	961	△ 473	
流動資産合計	108,084	109,472	△ 1,388	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	18,000	28,000	△ 10,000	
特定資産合計	18,000	28,000	△ 10,000	
(3) その他固定資産				
リース資産	63,018	15,751	47,267	
その他固定資産合計	63,018	15,751	47,267	
固定資産合計	131,018	93,751	37,267	
資産合計	239,102	203,223	35,879	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	24,976	29,654	△ 4,678	
預り金	2,864	3,236	△ 372	
賞与引当金	30,743	30,842	△ 99	
リース債務	16,413	13,376	3,037	
未払消費税等	12,917	9,156	3,761	
流動負債合計	87,913	86,264	1,649	
2. 固定負債				
リース債務	46,605	2,375	44,230	
退職給付引当金	33,000	33,000	0	
固定負債合計	79,605	35,375	44,230	
負債合計	167,518	121,639	45,879	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	21,584	31,584	△ 10,000	
正味財産合計	71,584	81,584	△ 10,000	
負債及び正味財産合計	239,102	203,223	35,879	

予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	732,087	732,217	△ 130	
基本財産運用収入	11	11	0	
基本財産利息収入	11	11	0	
協定事業収入	726,648	726,922	△ 274	
指定管理受託収入	726,000	726,000	0	
講座受講料収入	648	922	△ 274	
自主事業収入	5,254	5,110	144	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	244	100	144	
雑収入	174	174	0	
受取利息	4	4	0	
雑収入	170	170	0	
経常収益計	732,087	732,217	△ 130	
(2) 経常費用				
事業費	709,224	699,977	9,247	
人件費	483,287	480,953	2,334	
給料	161,002	158,069	2,933	
賃金	153,517	149,890	3,627	
職員手当	73,522	77,285	△ 3,763	
福利厚生	65,782	66,133	△ 351	
賞与引当金繰入	29,464	29,576	△ 112	
事業経費	225,937	219,024	6,913	
諸謝金	9,092	9,623	△ 531	
旅費交通費	306	472	△ 166	
消耗品費	7,723	7,206	517	
燃料費	1,450	1,529	△ 79	
賄材料費	21	45	△ 24	
会議費	268	249	19	
印刷製本費	1,363	1,706	△ 343	
光熱水料費	51,645	52,427	△ 782	
修繕費	17,015	6,515	10,500	
医薬材料費	61	64	△ 3	
通信運搬費	3,239	2,639	600	
減価償却費	19,891	17,886	2,005	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,434	3,439	△ 5	
保険料	2,022	2,022	0	
委託費	60,299	62,619	△ 2,320	
賃借料	7,146	9,069	△ 1,923	
負担金	94	94	0	
広告料	20	20	0	
租税公課	40,848	41,400	△ 552	
管理費	32,863	32,240	623	
人件費	20,378	20,191	187	
給料	7,611	7,270	341	
賃金	5,222	5,387	△ 165	
職員手当	3,435	3,458	△ 23	
福利厚生	2,831	2,810	21	
賞与引当金繰入	1,279	1,266	13	
管理経費	12,485	12,049	436	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	259	8	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	61	△ 5	
光熱水料費	2,383	2,423	△ 40	
通信運搬費	113	112	1	
手数料	483	483	0	
委託費	791	316	475	
賃借料	878	874	4	
負担金	7,041	7,048	△ 7	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	742,087	732,217	9,870	
当期経常増減額	△ 10,000	0	△ 10,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 10,000	0	△ 10,000	
一般正味財産期首残高	31,584	31,584	0	
一般正味財産期末残高	21,584	31,584	△ 10,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	71,584	81,584	△ 10,000	

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和3年度事業計画書

令和3年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすく、安心・安全な施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、奈良市の進める行財政改革の方針に則り、自らの経営改革を職員の総意をもって進めるために、内部統制の強化や研究等を積極的に進める。

そして、経営基盤の安定化を図るべく計画事業の収益性の追求のために、経費節減と事業の質的向上に取り組み、市民の要請にきめ細かく対応できるよう努力を重ね、地域社会の発展に寄与するべく事業運営を図っていく。

また、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために細心の対策を講じて市民の皆様が安心・安全に利用できるよう施設管理や事業に取り組む。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大級のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを

目指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展を目指し、神社仏閣との連携を含めた奈良の魅力再発見能楽普及事業、地元商店街等での「まちなか万葉劇場」やオペラの魅力を分かりやすく伝える「オペラ魅力探訪」、市民参加型の「万葉オペラ公演」等の万葉オペラ・ラボ事業、誰もが音楽を楽しめる「バリアフリーコンサート」、学校や福祉施設等で音楽の素晴らしさを伝えるアウトリーチ事業等を開催する。

○奈良市美術館

貸館事業と主催の展覧会事業を通じて、「利用者の作品が主役となる美術館」をコンセプトに、優れた芸術作品を発表・鑑賞する機会を提供し、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「市展なら」、大学等との連携協力による各種講座、また芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

展覧会においては、継続事業の開催に加え新規事業として、奈良市中学校の美術部会が中心となり、市内の中学生の美術作品を紹介する奈良市中学校美術部合同展「若鹿たちの美術」のほか、子どもから大人まで楽しめる企画として、廃材となるダンボールを再利用し伝統的なカラクリの技法を使って動き出す作品を制作している奈良市在住の動くダンボールアート作家の千光士義和氏を取り上げ、「動くダンボールアート千光士義和の世界展」（仮称）を開催する。

○奈良市北部会館市民文化ホール

北部地域の文化振興の発信地として、幅広い世代の市民が文化・芸術を通して交流できる環境づくりを目指すとともに、音楽等の発表の場を提供する。また、作品の展示・観覧スペースを設置し、文化に対する意識の高揚、自主的な文化活動の促進を通じて地域のにぎわいづくりを図る。

事業については、地域とのつながりや活性化を意識した「平城ニュータウン地区文化祭」、「高の原カルチャーサロン奈良大学公開講座」、日本の伝統文化に触れる機会を提供する「和楽器講座」、癒しの空間を楽しむ「癒しのオータムコンサート」、誰もが気軽に参加できる「コーラス講座」、芸術への関心と健康づくりの多種多様なジャンルを網羅した「高の原文化・健康講座」のほか、「観たい・聴きたい・体験したい」

をテーマに各種講座を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、展示作品を中心とした「列品解説講座」や「解説会」、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、年賀状の書き方や実践的な作品制作のための「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や「夏休みこどもクイズ」を開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に展覧会の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、成田山書道美術館の収蔵する松崎コレクションを3年にわたり順次公開するほか、奈良教育大学で学んだ書家の作品を紹介する企画展や「佐伯華水遺墨展」（仮称）等を杉岡華邨作品による館蔵品展とともに開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

奈良市体育協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」、またトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、「サッカースクール」、明るい長寿社会づくりへの貢献をテーマに奈良市万年青年クラブの協力を得て、高齢者の健康づくりを支援する「いきいき体操・健康フェスタ」を開催する。

スポーツ活動の機会を提供し、生活習慣病予防等の健康増進に繋げる。奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で指定管理運営コンセプトである「スポーツでまちづくり」推進拠点の実現を図る。

○奈良市中央武道場等 4 体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」及び「奈良市武道教室演武会」を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

そのほか「操体法教室」、「健康体操教室」、「ノルディックウォーキング教室」を開催する。

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等 1 8 体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供し、市民の健康維持・増進と運動するきっかけを作ることで、スポーツを通じたまちづくりを図る。

事業については、屋内温水プールで、幼児から大人まで幅広い年齢層に対して、泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」や「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」を開催する。また、様々な角度から健康増進につなげる事業を開催し、更なるスポーツ振興に努める。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート
奈良市黒谷コート
奈良市平城第一コート
奈良市平城第二コート
奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市鴻ノ池コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営を行う等、「環境豊かな賑わいのあるまちづくり～地域住民・市民と共に～」を目標に掲げ、人々の憩いの場として活用される施設を目指す。

事業については、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」や地元奈良出身の演奏家を起用した「ならまちコンサート」、地域連携として奈良町落語館との協働による「ならまち落語会」ほか、ならまち振興として教育機関と連携し、奈良大学との共催による「ならまちナイトスクーリング」、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。また、複合施設である利点を生かし、図書館や民間レストランとの連携で芝生広場活用プロジェクト等、奈良の新たな魅力を感じることができる空間・体験を提供する。

○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域とのつながりやネットワークの蓄積とともに市民文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる「わらべうた」をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺監修による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、大紙芝居の学校等へ出張公演も積極的に行う。また、音楽を通じた市民のふれあいの場や音楽愛好者へ発表の場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演、プロアーティストによる特別コンサートを年3回程度行い、市民からの声をもとに企画した市民参加型の「ミュージックフェスティバル」も継続して行う。

そのほか、奈良市内外の幼稚園や保育園等で「出張わらべうた教室」、「日本の伝統文化を学ぼう（子どもお茶教室・子どもいけ花教室）」、箏・三味線・尺八に新たに浄瑠璃を加えた「子ども邦楽教室」を開催し、子どもたちに伝統文化や伝統芸能を学ぶ場を提供する。

○なら工芸館

奈良伝統工芸振興の拠点として、奈良の工芸作家等と連携し、ならまちの文化事業活性化に取り組むとともに、市民や観光客の多様なニーズに対応し、親しまれるなら工芸館を目指す。

事業については、工芸作品の展示や販売を行い、正倉院展の開催時期に合わせて「奈良工芸フェスティバル」を開催する。

そのほか、「子ども工芸教室」、「工芸制作体験教室」、「一日体験工芸教室」等の各種教室、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「日本伝統工芸近畿展」の作品の中から、奈良市近隣在住作家の作品を中心に「日本伝統工芸近畿展 I N 奈良 2 0 2 1」を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組むとともに、奈良伝統工芸後継者育成研修制度の研修生や修了生たちによる制作実演等を行う。新たな試みとして、奈良の工芸品やなら工芸館を広く知ってもらえるようにアウトリーチ事業等を開催する。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開だけでなく、国内外の著名な写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また、収蔵品の保存・管理・活用事業として水洗処理や作品のデジタル化、データベースの構築等を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、「第五回入江泰吉記念写真賞」の実施に向けて広報活動に取り組み、写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家を輩出するための写真家育成に努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働展開する。2022年が没後30年の節目にあたることから、入江泰吉の大和路に込めた思いや奈良の奥深い魅力を引き出す講座やイベントを充実させる。また、東大寺旧境内という立地を生かし奈良市きたまちの活動団体や寺社と連携し、地域の活性化や新たな観光資源の発掘に取り組み、入江泰吉旧居から奈良文化の発信と古都散策の拠点を目指す。

○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示を開催し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業のほか、イベントの情報を常時提供で

きる事業を行う。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工藝館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生向上を目指すべく、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の充実と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら、働き方改革によるワークライフバランスの向上、ウィズコロナや自然災害等の非常時での業務の効率化を目的としたテレワークの導入による勤労者のスキルアップを目指す各種教室、セミナー等を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、中山間部の様々な伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心と癒しに包まれた故郷づくり」、「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設

事業については、地域間・世代間交流事業として、未就学の子どもたちを対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期開催や「都祁映画祭」の開催により、芸術文化に触れ合う機会と世代を超えた交流の場の提供を通して、それぞれの世代の共有認識を育み、地域の連帯感の向上に努める。また、自然豊かな東部山間の立地条件を生かし、農村地域ならではの四季を体感する「田舎暮らし」の魅力を発信する。

スポーツ施設では、ネット予約による利用促進を図るとともに、事業については、いつでも、どこでも、誰もが安心して気軽に参加できる「健康・体力づくり」に重点を置き、「ヨガ教室」や「スロージョギング教室」、「ノルディックウォーキング教室」等を実施し、長引くコロナ禍での運動不足解消のきっかけにするとともに、健康増進に寄与する。

そのほか、地域の福祉施設及び生涯学習施設等あらゆる分野の団体と協働事業を積極的に展開し、地域の活性化に寄与する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	20	29	△ 9	
基本財産受取利息	20	29	△ 9	
② 特定資産運用益	45	137	△ 92	
特定資産受取利息	45	137	△ 92	
③ 受取入会金	175	175	0	
受取入会金	175	175	0	
④ 受取会費	36,364	38,504	△ 2,140	
受取会費	36,364	38,504	△ 2,140	
⑤ 事業収益	158,841	147,665	11,176	
入場料収益	36,118	33,168	2,950	
観覧料収益	99	300	△ 201	
受講料収益	92,932	93,114	△ 182	
利用料金収益	8,717	0	8,717	
出品料収益	600	600	0	
参加費収益	1,771	1,864	△ 93	
普及事業収益	485	485	0	
小売業収益	3,510	4,440	△ 930	
受取手数料	3,917	4,117	△ 200	
事業受託収益	208	220	△ 12	
共催事業管理収益	8,957	8,822	135	
その他収益	1,527	535	992	
⑥ 受取補助金等	1,333,696	1,356,475	△ 22,779	
受取指定管理料	1,239,351	1,246,930	△ 7,579	
受取地方公共団体補助金	94,295	109,495	△ 15,200	
受取民間助成金	50	50	0	
⑦ 受取負担金	24,280	36,006	△ 11,726	
受取負担金	24,280	36,006	△ 11,726	
⑧ 雑収益	3,783	3,962	△ 179	
受取利息	6	24	△ 18	
雑収益	2,677	2,288	389	
運営協力金等収益	1,100	1,650	△ 550	
経常収益計	1,557,204	1,582,953	△ 25,749	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,507,345	1,525,517	△ 18,172	
給料手当	455,156	464,950	△ 9,794	
臨時雇賃金	50,486	49,584	902	
福利厚生費	99,072	107,744	△ 8,672	
視察費	100	100	0	
旅費交通費	935	1,486	△ 551	
通信運搬費	10,931	11,202	△ 271	
減価償却費	3,230	3,488	△ 258	
消耗什器備品費	1,271	1,325	△ 54	
消耗品費	31,519	30,850	669	
修繕費	14,131	14,631	△ 500	
印刷製本費	14,079	16,492	△ 2,413	
燃料費	1,692	1,789	△ 97	
光熱水料費	269,331	265,858	3,473	
賃借料	32,393	33,199	△ 806	
保険料	8,128	9,643	△ 1,515	
諸謝金	47,618	49,096	△ 1,478	
租税公課	60,326	62,112	△ 1,786	
支払負担金	3,920	3,793	127	
支払助成金	64,347	66,756	△ 2,409	
委託費	323,168	314,377	8,791	
会議費	101	100	1	
支払手数料	8,043	8,517	△ 474	
広告宣伝費	2,750	3,495	△ 745	
仕入	1,602	1,787	△ 185	
原材料費	1,475	1,620	△ 145	
医薬材料費	1,421	1,357	64	
雑費	120	166	△ 46	
② 管理費	69,335	69,671	△ 336	
役員報酬	175	175	0	
給料手当	51,150	51,150	0	
福利厚生費	9,642	9,642	0	
研修費	166	21	145	
旅費交通費	22	23	△ 1	
通信運搬費	442	346	96	
消耗品費	456	420	36	
修繕費	8	8	0	
燃料費	26	32	△ 6	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	4,099	4,036	63	
保険料	5	5	0	
諸謝金	521	522	△ 1	
租税公課	34	51	△ 17	
支払負担金	136	137	△ 1	
委託費	2,272	2,587	△ 315	
支払手数料	181	516	△ 335	
経常費用計	1,576,680	1,595,188	△ 18,508	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 19,476	△ 12,235	△ 7,241	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 19,476	△ 12,235	△ 7,241	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 19,476	△ 12,235	△ 7,241	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 19,476	△ 12,235	△ 7,241	
法人税、住民税及び事業税	3,538	3,324	214	
当期一般正味財産増減額	△ 23,014	△ 15,559	△ 7,455	
一般正味財産期首残高	274,083	242,915	31,168	
一般正味財産期末残高	251,069	227,356	23,713	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	337,073	313,360	23,713	

予 定 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	201,155	192,068	9,087	
現金	3,153	3,097	56	
普通預金	198,002	188,971	9,031	
当座預金	0	0	0	
未収金	4,696	3,143	1,553	
前払金	2,352	1,874	478	
商品	4,000	3,484	516	
貯蔵品	77	84	△ 7	
流動資産合計	212,280	200,653	11,627	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	112,000	132,000	△ 20,000	
減価償却引当預金	2,435	2,130	305	
書道芸術振興積立金	36,020	37,223	△ 1,203	
永年在会給付事業積立預金	7,195	10,436	△ 3,241	
運営基金積立準備預金	8,147	7,972	175	
共済事業引当預金	239	623	△ 384	
記念事業費積立預金	156	11,256	△ 11,100	
特定資産合計	166,192	201,640	△ 35,448	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	305	609	△ 304	
什器備品	46	92	△ 46	
リース資産	5,514	8,392	△ 2,878	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	5,874	9,102	△ 3,228	
固定資産合計	222,066	260,742	△ 38,676	
資産の部合計	434,346	461,395	△ 27,049	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	77,106	84,948	△ 7,842	
前受金	727	727	0	
預り金	13,926	7,242	6,684	
リース債務	2,877	2,877	0	
流動負債合計	94,636	95,794	△ 1,158	
2. 固定負債				
リース債務	2,637	5,514	△ 2,877	
固定負債合計	2,637	5,514	△ 2,877	
負債の部合計	97,273	101,308	△ 4,035	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産	251,069	274,083	△ 23,014	
(うち特定資産への充当額)	(130,188)	(165,636)	(△ 35,448)	
正味財産の部合計	337,073	360,087	△ 23,014	
負債及び正味財産合計	434,346	461,395	△ 27,049	

予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	20	23	△ 3	
基本財産受取利息	20	23	△ 3	
② 特定資産運用益	45	136	△ 91	
特定資産受取利息	45	136	△ 91	
③ 受取入会金	175	144	31	
受取入会金	175	144	31	
④ 受取会費	36,364	36,113	251	
受取会費	36,364	36,113	251	
⑤ 事業収益	158,841	43,808	115,033	
入場料収益	36,118	1,717	34,401	
観覧料収益	99	89	10	
受講料収益	92,932	32,325	60,607	
利用料金収益	8,717	0	8,717	
出品料収益	600	600	0	
協賛金収益	0	2,733	△ 2,733	
参加費収益	1,771	131	1,640	
普及事業収益	485	61	424	
小売業収益	3,510	1,648	1,862	
受取手数料	3,917	1,085	2,832	
事業受託収益	208	175	33	
共催事業管理収益	8,957	2,363	6,594	
その他収益	1,527	881	646	
⑥ 受取補助金等	1,333,696	1,348,280	△ 14,584	
受取指定管理料	1,239,351	1,240,288	△ 937	
受取地方公共団体補助金	94,295	107,942	△ 13,647	
受取民間助成金	50	50	0	
⑦ 受取負担金	24,280	18,097	6,183	
受取負担金	24,280	18,097	6,183	
⑧ 雑収益	3,783	3,880	△ 97	
受取利息	6	4	2	
雑収益	2,677	3,332	△ 655	
運営協力金等収益	1,100	544	556	
経常収益計	1,557,204	1,450,481	106,723	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,507,345	1,379,962	127,383	
給料手当	455,156	508,614	△ 53,458	
臨時雇賃金	50,486	53,009	△ 2,523	
福利厚生費	99,072	98,713	359	
視察費	100	4	96	
旅費交通費	935	751	184	
通信運搬費	10,931	9,176	1,755	
減価償却費	3,230	3,564	△ 334	
消耗什器備品費	1,271	353	918	
消耗品費	31,519	19,064	12,455	
修繕費	14,131	18,909	△ 4,778	
印刷製本費	14,079	9,868	4,211	
燃料費	1,692	1,085	607	
光熱水料費	269,331	215,796	53,535	
賃借料	32,393	24,605	7,788	
保険料	8,128	6,409	1,719	
諸謝金	47,618	20,230	27,388	
租税公課	60,326	65,047	△ 4,721	
支払負担金	3,920	3,731	189	
支払助成金	64,347	40,638	23,709	
委託費	323,168	272,316	50,852	
会議費	101	9	92	
支払手数料	8,043	3,326	4,717	
広告宣伝費	2,750	1,132	1,618	
仕入	1,602	829	773	
原材料費	1,475	1,603	△ 128	
医薬材料費	1,421	1,168	253	
雑費	120	13	107	
② 管理費	69,335	68,966	369	
役員報酬	175	59	116	
給料手当	51,150	51,035	115	
福利厚生費	9,642	9,492	150	
研修費	166	50	116	
旅費交通費	22	6	16	
通信運搬費	442	288	154	
消耗什器備品費	0	237	△ 237	
消耗品費	456	471	△ 15	
修繕費	8	8	0	
燃料費	26	31	△ 5	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	4,099	3,989	110	
保険料	5	3	2	
諸謝金	521	360	161	
租税公課	34	47	△ 13	
支払負担金	136	122	14	
委託費	2,272	2,272	0	
支払手数料	181	496	△ 315	
経常費用計	1,576,680	1,448,928	127,752	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 19,476	1,553	△ 21,029	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 19,476	1,553	△ 21,029	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
受取補助金等	0	5,558	△ 5,558	
受取地方公共団体補助金	0	5,558	△ 5,558	
雑益	0	6,261	△ 6,261	
雑益	0	6,261	△ 6,261	
経常外収益計	0	11,819	△ 11,819	
(2) 経常外費用				
特別退職金	0	5,558	△ 5,558	
特別退職金	0	5,558	△ 5,558	
経常外費用計	0	5,558	△ 5,558	
当期経常外増減額	0	6,261	△ 6,261	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 19,476	7,814	△ 27,290	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 19,476	7,814	△ 27,290	
法人税、住民税及び事業税	3,538	2,800	738	
当期一般正味財産増減額	△ 23,014	5,014	△ 28,028	
一般正味財産期首残高	274,083	269,069	5,014	
一般正味財産期末残高	251,069	274,083	△ 23,014	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	337,073	360,087	△ 23,014	

令和3年度奈良市一般会計予算

令和3年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,840,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		50,743,090 <small>千円</small>
	1. 市 民 税	24,869,073
	2. 固 定 資 産 税	19,125,560
	3. 軽 自 動 車 税	668,692
	4. 市 た ば こ 税	1,758,653
	5. 入 湯 税	21,334
	6. 事 業 所 税	1,000,943
	7. 都 市 計 画 税	3,298,835
2. 地 方 譲 与 税		850,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	270,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	530,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		450,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	450,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		7,100,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,100,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,090
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,090
11. 地方特例交付金		690,000
	1. 地方特例交付金	330,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	360,000
12. 地方交付税		14,100,000
	1. 地方交付税	14,100,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		740,655
	1. 分 担 金	5,450
	2. 負 担 金	735,205
15. 使用料及び手数料		2,515,962
	1. 使 用 料	1,714,938
	2. 手 数 料	801,024
16. 国庫支出金		29,665,509
	1. 国庫負担金	20,849,773
	2. 国庫補助金	2,721,328
	3. 国庫委託金	112,012
	4. 国庫交付金	5,982,396

款	項	金額
17. 県支出金		9,509,835 ^{千円}
	1. 県負担金	5,950,699
	2. 県補助金	1,755,796
	3. 県委託金	199,288
	4. 県交付金	1,604,052
18. 財産収入		743,416
	1. 財産運用収入	272,943
	2. 財産売却収入	470,473
19. 寄附金		252,200
	1. 寄附金	252,200
20. 繰入金		438,505
	1. 基金繰入金	438,505
21. 諸収入		3,160,738
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	254
	3. 貸付金元利収入	823,890
	4. 雑収入	2,106,594
22. 市債		15,447,000
	1. 市債	15,447,000
歳入合計		138,840,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		千円 676,854
	1. 議 会 費	676,854
2. 総 務 費		14,023,131
	1. 総 務 管 理 費	9,488,325
	2. 企 画 費	1,597,483
	3. 徴 税 費	1,158,783
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,161,977
	5. 選 挙 費	508,845
	6. 統 計 調 査 費	34,732
	7. 監 査 委 員 費	72,986
3. 民 生 費		63,542,968
	1. 社 会 福 祉 費	28,503,348
	2. 児 童 福 祉 費	21,885,825
	3. 生 活 保 護 費	12,954,186
	4. 国 民 年 金 事 務 費	199,609
4. 衛 生 費		12,447,977
	1. 保 健 衛 生 費	5,309,300
	2. 保 健 所 費	976,418
	3. 清 掃 費	5,618,471
	4. 上 水 道 費	543,788
5. 労 働 費		91,963
	1. 労 働 諸 費	91,963

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		千円 657,091
	1. 農 林 費	657,091
7. 商 工 費		1,838,131
	1. 商 工 費	1,838,131
8. 觀 光 費		1,054,599
	1. 觀 光 費	1,054,599
9. 土 木 費		11,039,386
	1. 土 木 管 理 費	103,018
	2. 道 路 橋 梁 費	3,381,151
	3. 河 川 費	295,945
	4. 都 市 計 画 費	5,276,659
	5. 下 水 道 費	1,472,207
	6. 住 宅 費	510,406
10. 消 防 費		3,995,202
	1. 消 防 費	3,995,202
11. 教 育 費		10,820,386
	1. 教 育 総 務 費	2,736,367
	2. 小 学 校 費	1,239,516
	3. 中 学 校 費	809,576
	4. 高 等 学 校 費	984,065
	5. 幼 稚 園 費	998,496
	6. 社 会 教 育 費	1,402,956
	7. 保 健 体 育 費	2,649,410

款	項	金額
12. 災害復旧費		64,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		18,229,174
	1. 公債費	18,229,174
14. 諸支出金		309,138
	1. 地元公共事業基金	286,198
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	17,940
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		138,840,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
防犯カメラ電柱共架料		令和3年度から 令和7年度まで	108 ^{千円}
情報システム機器廃棄委託		令和3年度から 令和4年度まで	2,201
ワーケーション施設運営業務委託		令和3年度から 令和7年度まで	10,800
税額通知書印刷等経費		令和3年度から 令和4年度まで	16,000
固定資産路線価付設業務委託		令和3年度から 令和5年度まで	113,000
行旅死亡人葬祭委託		令和3年度から 令和4年度まで	2,025
生活困窮者自立相談業務委託		令和3年度から 令和8年度まで	287,500

事 項	期 間	限 度 額
児童手当業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	149,000 ^{千円}
富雄地域ほか1地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和3年度から 令和4年度まで	14,864
こども園・保育園給食食材調達経費	令和3年度から 令和4年度まで	3,600
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和3年度から 令和4年度まで	700
こども園給食調理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	33,000
B C G ワクチン購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	6,700
4種混合及び不活性ポリオワクチン購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	60,500
MR ワクチン購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	26,000
がん検診受診券印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	3,800
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	292,400
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	29,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	77,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	25,500
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	750
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和3年度から 令和4年度まで	8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	令和3年度から 令和4年度まで	5,400
衛生浄化センター浄化处理用薬品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	15,000
衛生浄化センター放流水水質検査等手数料	令和3年度から 令和4年度まで	2,400
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和3年度から 令和4年度まで	2,676
児童用防犯ブザー購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	1,287

事 項	期 間	限 度 額
一条高等学校・中学校校舎建設事業	令和3年度から 令和6年度まで	3,400,000 ^{千円}
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,386
学校給食献立印刷経費	令和3年度から 令和4年度まで	2,000
学校給食調理員等検便手数料	令和3年度から 令和4年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和3年度から 令和4年度まで	108,000
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	5,500
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか17施設の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市七条コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和3年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏南第一駐車場ほか2施設の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井第二駐車場ほか4施設の管理に要する経費	令和3年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市八条第一駐車場ほか1施設の管理に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中第一駐車場ほか1施設の管理に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪駐車場の管理に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまち格子の家の管理に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市勤労者総合福祉センターの管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備事業	千円 174,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	22,500	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	13,500	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	1,432,600	〃	〃	〃
環境改善事業	21,000	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	39,900	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	324,100	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	19,800	〃	〃	〃
治山事業	500	〃	〃	〃
観光施設整備事業	9,500	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	千円 1,696,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
河川事業	144,100	〃	〃	〃
都市計画事業	2,234,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	70,600	〃	〃	〃
消防施設整備事業	105,700	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	279,600	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	75,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	83,700	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	58,300	〃	〃	〃
災害復旧事業	40,500	〃	〃	〃
臨時財政対策	8,600,000	〃	〃	〃
計	15,447,000			

令和3年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

令和3年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 諸収入		7,500 ^{千円}
	1. 雑収入	7,500
歳入合計		7,500

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		7,500 ^{千円}
	1. 総務管理費	7,500
歳出合計		7,500

令和3年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和3年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,879,971 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,879,971
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 県支出金		25,464,340
	1. 県補助金	25,464,340
4. 財産収入		111
	1. 財産運用収入	111
5. 繰入金		2,585,733
	1. 一般会計繰入金	2,474,733
	2. 基金繰入金	111,000
6. 諸収入		69,725
	1. 延滞金及び過料	2,001
	2. 雑収入	66,724
	3. 療養費等指定公費返還金	1,000
歳入合計		35,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		396,589 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	310,987
	2. 賦 課 徴 収 費	84,896
	3. 運 営 協 議 会 費	706
2. 保 険 給 付 費		25,163,125
	1. 給 付 諸 費	25,163,125
3. 事 業 費 納 付 金		8,995,000
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	6,070,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,160,000
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	765,000
4. 共 同 事 業 拠 出 金		22
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	22
5. 保 健 事 業 費		372,505
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	317,234
	2. 保 健 事 業 費	55,271
6. 基 金 積 立 金		111
	1. 基 金 積 立 金	111
7. 諸 支 出 金		72,648
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	71,648
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	1,000
歳 出 合 計		35,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	5,700 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	8,100
特定健康診査受診券印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	2,000

令和3年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和3年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,132,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		千円 50,263
	1. 国 庫 交 付 金	50,263
2. 保 留 地 処 分 金 収 入		259,500
	1. 保 留 地 処 分 金 収 入	259,500
3. 繰 入 金		616,737
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	616,737
4. 市 債		205,500
	1. 市 債	205,500
歳 入 合 計		1,132,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		千円 245,109
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	245,109
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		418,941
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	418,941
3. 公 債 費		467,950
	1. 公 債 費	467,950
歳 出 合 計		1,132,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 39,000	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	166,500	〃	〃	〃
計	205,500			

令和3年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和3年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		7,629,100 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	7,629,100
2. 国 庫 支 出 金		7,601,733
	1. 国 庫 負 担 金	5,753,690
	2. 国 庫 補 助 金	1,848,043
3. 支 払 基 金 交 付 金		8,868,297
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8,868,297
4. 県 支 出 金		4,766,470
	1. 県 負 担 金	4,491,285
	2. 県 補 助 金	275,185
5. 財 産 収 入		8,305
	1. 財 産 運 用 収 入	8,305
6. 繰 入 金		5,219,859
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,211,592
	2. 基 金 繰 入 金	8,267
7. 諸 収 入		6,236
	1. 雑 入	6,236
歳 入 合 計		34,100,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		664,009 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	296,591
	2. 賦 課 徴 収 費	25,293
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	342,125
2. 保 険 給 付 費		31,523,000
	1. 介 護 サービス 等 諸 費	31,523,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,893,286
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,322,545
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	570,741
4. 基 金 積 立 金		8,305
	1. 基 金 積 立 金	8,305
5. 諸 支 出 金		11,400
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,400
歳 出 合 計		34,100,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和3年度から 令和4年度まで	4,471 ^{千円}

令和3年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和3年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		千円 578
	1. 一般会計繰入金	578
2. 繰越金		8,960
	1. 繰越金	8,960
3. 諸収入		20,462
	1. 貸付金元利収入	20,362
	2. 雑収入	100
歳入合計		30,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 30,000
	1. 総務管理費	776
	2. 貸付金	29,224
歳出合計		30,000

令和3年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和3年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,793,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		5,396,429 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	5,396,429
2. 繰入金		1,146,923
	1. 一般会計繰入金	1,146,923
3. 繰越金		30,000
	1. 繰越金	30,000
4. 諸収入		219,648
	1. 延滞金・加算金及び過料	800
	2. 償還金及び還付加算金	7,342
	3. 雑収入	211,506
歳入合計		6,793,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		63,570 ^{千円}
	1. 総務管理費	45,470
	2. 徴収費	18,100
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		6,515,450
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	6,515,450
3. 保健事業費		213,980
	1. 健康保持増進事業費	213,980
歳出合計		6,793,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	4,300 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和3年度から 令和4年度まで	1,800

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第24条第1項後段中「この場合において」の次に「、給与条例第24条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」と」を加え、「報酬」を「報酬」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当について、現行の支給水準を維持するため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市特別会計条例の一部改正について

奈良市特別会計条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 奈良市市街地再開発事業特別会計の令和2年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

市街地再開発事業特別会計を廃止しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第38の2項中

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額
--------------------------------------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、污水处理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の
------------------------------------	---

	2項及び第76の14の3項において「工場等」という。))である場合にあっては、17,000円)を加算した額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に78,000円(工場等である場合にあっては、22,000円)を加算した額
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円(工場等である場合にあっては、52,000円)を加算した額

に改め、「162,000円」の次

に「(工場等である場合にあっては、77,000円)」を、「194,000円」の次に「(工場等である場合にあっては、95,000円)」を、「227,000円」の次に「(工場等である場合にあっては、117,000円)」を、「294,000円」の次に「(工場等である場合にあっては、161,000円)」を加え、同表第41の2項

中

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額
--------------------------------------	--

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場等である場合にあつては、17,000円）を加算した額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に78,000円（工場等である場合にあつては、22,000円）を加算した額
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円（工場等である場合にあつては、52,000円）を加算した額

に改め、「162,000円」の次

に「（工場等である場合にあつては、77,000円）」を、「194,000円」の次に「（工場等である場合にあつては、95,000円）」を、「227,000円」の次に「（工場等である場合にあつては、117,000円）」を、「294,000円」の次に「（工場等である場合にあつては、161,000円）」を加え、同表第76の11

項及び第76の13項中

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円）
----------------------------	---

を

トル未満のも の	
-------------	--

床面積が30 0平方メー トル以上1,0 00平方メー トル未満のも の	1件につき297,000円 (低炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、18,7 00円)
床面積が1, 000平方メ ートル以上2 ,000平方 メートル未満 のもの	1件につき381,000円 (低炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、29,3 00円)

に、

床面積が30 0平方メー トル以上2,0 00平方メー トル未満のも の	1件につき154,000円 (低炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、29,3 00円)
---	---

を

床面積が30 0平方メー トル以上1,0 00平方メー トル未満のも の	1件につき118,000円 (低炭素建築物適合計画であ る場合にあっては、18,7 00円)
---	---

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)
-----------------------------------	---

に改め、同表第76の14の2項及

び第76の14の3項を次のように改める。

76の14の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（工場等である場合にあっては、34,000円）
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（工場等である場合にあっては、46,000円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円（工場等である場合にあっては、107,000円）
			床面積が5,000平方メートル以上1	1件につき669,000円（工場等である場合にあっては、157,000円）

基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7項及び第13項から第17項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	0,000平方メートル未満のもの	）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円（工場等である場合にあっては、194,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円（工場等である場合にあっては、239,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円（工場等である場合にあっては、330,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき152,000円（工場等である場合にあっては、41,000円）

のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	のもの	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき245,000円（工場等である場合には、100,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき320,000円（工場等である場合には、150,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（工場等である場合には、185,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（工場等である場合には、230,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円（工場等である場合には、319,000円）
建築物のエネルギー	床面積が30	1件につき

一消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	0平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 166,000円
	床面積が25	1件につき

			, 000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	207,000円
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円
76の 14の 3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき236,000円（工場等である場合にあっては、25,000円）
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（工場等である場合にあっては、34,000円）
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（工場等である場合にあっては、46,000円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円（工場等である場合にあっては、107,000円）

	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき669,000円（工場等である場合にあっては、157,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円（工場等である場合にあっては、194,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円（工場等である場合にあっては、239,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円（工場等である場合にあっては、330,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき91,600円（工場等である場合にあっては、21,200円）
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき116,000円（工場等である場合にあっては、29,200円）

<p>更に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査</p>	の	
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき152,000円（工場等である場合にあっては、41,000円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき245,000円（工場等である場合にあっては、100,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき320,000円（工場等である場合にあっては、150,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（工場等である場合にあっては、185,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上	1件につき450,000円（工場等である場合にあっては、230,000円）

	未満のもの	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円（工場等である場合にあっては、319,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 11,500円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 18,700円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方	1件につき 132,000円

			方メートル未 満のもの	
			床面積が10 , 000平方 メートル以上 25, 000 平方メートル 未満のもの	1件につき 166, 000円
			床面積が25 , 000平方 メートル以上 50, 000 平方メートル 未満のもの	1件につき 207, 000円
			床面積が50 , 000平方 メートル以上 のもの	1件につき 289, 000円

別表第76の15項中「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（）」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（）」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項」に、「第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」に、

床面積が30 0平方メート	1件につき378, 000円 (建築物エネルギー消費性能
------------------	---------------------------------

ル以上2, 0 00平方メー トル未満のも の	向上基準適合計画である場合 にあっては、29, 300円)
----------------------------------	--------------------------------------

を

床面積が30 0平方メー トル以上1, 0 00平方メー トル未満のも の	1件につき293, 000円 (建築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である場合 にあっては、18, 700円)
床面積が1, 000平方メ ートル以上2 , 000平方 メートル未満 のもの	1件につき378, 000円 (建築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である場合 にあっては、29, 300円)

に、

床面積が30 0平方メー トル以上2, 0 00平方メー トル未満のも の	1件につき151, 000円 (建築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である場合 にあっては、29, 300円)
--	---

を

床面積が30 0平方メー トル以上1, 0 00平方メー トル未満のも の	1件につき115, 000円 (建築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である場合 にあっては、18, 700円)
--	---

の	
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)

に、「第29条第1項の規定に基づ

く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て」を「第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する

審査のうち、一戸建て」に、

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
--	--

を

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額
--------------------------	---------------------------------------

<p>4条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を全て合算した額</p> <p>ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 共同住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額</p> <p>エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>

に改め、同表第76の16項中「第

29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第76の17項中「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（」に、「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に」に、「第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分

「

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
---------------------------------	---

」に、

「

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	1件につき378,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)

」に、

メートル未満のもの)
-----------	---

床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
---------------------------------	---

を

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)

に、「第31条第2項において準用

する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建て」を「第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する

建築物のエネルギー消費性能の向上に関	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手
--------------------	------------------------------------

審査のうち、一戸建て」に、

する法律第3 1条第2項に おいて準用す る同法第29 条第1項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能向 上計画の変更 の認定の申請 に対する審査 のうち、共同 住宅及び非住 宅部分に係る 審査	数料額 イ 非住宅標準審査又は非住 宅モデル審査に掲げる手 数料額
--	--

を

建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第3 6条第2項に おいて準用す る同法第34 条第1項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能向 上計画の変更 の認定の申請	1件につき次に掲げる額を合 算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手 数料額 イ 非住宅標準審査又は非住 宅モデル審査に掲げる手 数料額
--	--

<p>に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を全て合算した額</p> <p>ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 共同住宅審査に掲げる手数料額</p> <p>ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額</p> <p>エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>

に改め、同表第76の18項中「第

31条第2項」を「第36条第2項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第76の19項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「戸建住宅仕様審査」を「戸建住宅仕様等審査」に、「共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」に、「共同住宅仕様審査」を「共同

住宅仕様等審査」に、

床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき378,000円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)
--------------------	--

を

床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき293,000円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円)
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)

に、

床面積が300平方メートル	1件につき151,000円 (建築物エネルギー消費性能
---------------	--------------------------------

ル以上2, 0 00平方メー トル未満のも の	基準適合建築物である場合に あつては、29, 300円)
----------------------------------	---------------------------------

を

床面積が30 0平方メート ル以上1, 0 00平方メー トル未満のも の	1件につき115, 000円 (建築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場合に あつては、18, 700円)
床面積が1, 000平方メ ートル以上2 , 000平方 メートル未満 のもの	1件につき151, 000円 (建築物エネルギー消費性能 基準適合建築物である場合に あつては、29, 300円)

に改め、同表第132項を次のよう

に改める。

132	飲食店営業等 許可申請手数 料	食品衛生法(昭 和22年法律第 233号)第5 5条第1項の規 定に基づく飲食 店営業等の許可 の申請に対する 審査	食品衛生法施行 令(昭和28年 政令第229号)第35条第1 号に規定する飲 食店営業の場合	1件につき17, 600円 (許可の有効期間満了に際 し引き続き同一の営業の許 可を受けようとする場合(以 下この項において「継続 の場合」という。))につい ては14, 900円、露店 形態の営業である場合につ いては6, 100円)
			食品衛生法施行 令第35条第2	1件につき 6, 100円

<p>号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の場合</p>	
<p>食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の場合</p>	<p>1件につき10,600円 (継続の場合については、8,800円)</p>
<p>食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業の場合</p>	<p>1件につき10,600円 (継続の場合については、8,800円)</p>
<p>食品衛生法施行令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の場合</p>	<p>1件につき23,100円 (継続の場合については、18,200円)</p>
<p>食品衛生法施行令第35条第6号に規定する集乳業の場合</p>	<p>1件につき10,600円 (継続の場合については、8,800円)</p>
<p>食品衛生法施行令第35条第7号に規定する乳処理業の場合</p>	<p>1件につき23,100円 (継続の場合については、18,200円)</p>

食品衛生法施行 令第35条第8 号に規定する特 別牛乳搾取処理 業の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第9 号に規定する食 肉処理業の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 0号に規定する 食品の放射線照 射業の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 1号に規定する 菓子製造業の場 合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第1 2号に規定する アイスクリーム 類製造業の場合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第1 3号に規定する 乳製品製造業の 場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)

食品衛生法施行 令第35条第1 4号に規定する 清涼飲料水製造 業の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 5号に規定する 食肉製品製造業 の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 6号に規定する 水産製品製造業 の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 7号に規定する 氷雪製造業の場 合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 8号に規定する 液卵製造業の場 合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第1 9号に規定する 食用油脂製造業 の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)

食品衛生法施行 令第35条第2 0号に規定する みそ又はしょう ゆ製造業の場合	1件につき17,600円 (継続の場合については、 14,900円)
食品衛生法施行 令第35条第2 1号に規定する 酒類製造業の場 合	1件につき17,600円 (継続の場合については、 14,900円)
食品衛生法施行 令第35条第2 2号に規定する 豆腐製造業の場 合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第2 3号に規定する 納豆製造業の場 合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第2 4号に規定する 麺類製造業の場 合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第2 5号に規定する そうざい製造業 の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)

食品衛生法施行 令第35条第2 6号に規定する 複合型そうざい 製造業の場合	1件につき28,000円 (継続の場合については、 26,000円)
食品衛生法施行 令第35条第2 7号に規定する 冷凍食品製造業 の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第2 8号に規定する 複合型冷凍食品 製造業の場合	1件につき28,000円 (継続の場合については、 26,000円)
食品衛生法施行 令第35条第2 9号に規定する 漬物製造業の場 合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)
食品衛生法施行 令第35条第3 0号に規定する 密封包装食品製 造業の場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
食品衛生法施行 令第35条第3 1号に規定する 食品の小分け業 の場合	1件につき15,400円 (継続の場合については、 13,100円)

			食品衛生法施行 令第35条第3 2号に規定する 添加物製造業の 場合	1件につき23,100円 (継続の場合については、 18,200円)
--	--	--	--	--

別表第132の2項及び第132の3項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同表第138項中「8,640円」を「8,800円」に、「9,150円」を「9,310円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「53,790円」を「54,780円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「37,440円」を「38,130円」に、「6,060円」を「6,170円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「13,000円」を「13,240円」に改め、同表第138の2項中「7,090円」を「7,220円」に改め、「食品衛生法に基づく飲用適検査」の次に「(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。)」を加え、「91,100円」を「92,780円」に、「287,500円」を「292,820円」に、「1,850円」を「1

, 880円」に、

残留塩素	1項目につき 1,130円
------	------------------

を

「

残留塩素	1項目につき 1,150円
------	------------------

に、「32,910円」を「33,510円」

に、「3,600円」を「3,660円」に、「37,440円」を「38,130円」に、「6,060円」を「6,170円」に、

「

その他の検査	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円
	特殊な前処理を要する	1項目につき 13,000円

を

その他の検査	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,400円
	特殊な前処理を要する	1項目につき 13,240円

に、

査	検査	
---	----	--

査	検査	
---	----	--

5項目検査	1件につき 4,320円
-------	-----------------

を

5項目検査	1件につき 4,400円
-------	-----------------

に、

「43,710円」を「44,490円」に、「1,850円」を「1,880円」に、

「7,200円」を「7,330円」に、

過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,320円
大腸菌又は大腸菌群	1項目につき 1,640円

を

有機物（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,400円
大腸菌	1項目につき 1,880円
大腸菌群	1項目につき 1,670円

に、

その他の検査	前処理を要しない検査	1項目につき 1,130円
	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円
	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,000円

を

その他の検査	前処理を要しない検査	1項目につき 1,150円
	特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,240円

に、「15,530円」を「15,810円

」に、「14,190円」を「14,450円」に、「17,070円」を「17,380円」に、「40,010円」を「40,750円」に、「11,720円」を「11,930円」に、「34,970円」を「35,610円」に、「5,650円」を「5,

750円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「10,180円」を「10,360円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,180円」を「3,230円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同表備考第7項中「の床面積」の次に「（増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第11項中「の床面積」の次に「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第12項中「増加する部分の床面積」の次に「）（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第13項中「の床面積」の次に「（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第14項中「増加する部分の床面積」の次に「）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第15項中「の床面積」の次に「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるとき

は、当該既存部分の床面積を除いた床面積)」を加え、同表備考第16項中「増加する部分の床面積」の次に「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同表備考第17項中「の床面積」の次に「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第76の15項から第76の19項まで及び第132項の改正規定（別表第132項を改める部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第76の15項から第76の19項まで及び第132項の改正規定（別表第132項を改める部分に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく許可（以下「旧許可」という。）を受けた者が、施行日以後の当該旧許可の有効期間の満了に際し、引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業（当該旧許可に係る営業が食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229

号) 第35条各号に掲げる営業に該当する場合に限る。) の許可を受けようとする場合の施行日以後に当該許可を申請したときに徴収する手数料の額は、この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第132項に規定する継続の場合における額とする。

(提案理由)

関係法令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、飲食店営業等許可申請手数料、環境基準等に係る水質検査手数料及び衛生検査手数料等を改定しようとするものである。

奈良市更生支援に関する条例の制定について

奈良市更生支援に関する条例を次のように制定しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市更生支援に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等（第7条－第10条）

第3章 社会的排除の解消（第11条－第14条）

附則

罪に問われた者等の中には、厳しい生育環境や不十分な教育、本人の疾病や障害等の様々な要因により、安定した仕事や住居がなく貧困に陥ったり、薬物・アルコール等への依存等の課題を抱え、立ち直りに大きな困難を有する人が多くいます。

市民の生活を直接支える基礎自治体が提供する様々な制度や保健医療、福祉サービスは、罪を犯したかどうかにかかわらず、支援が必要な人に提供されるものです。しかし、困難を抱えて罪に問われた者等にとっては、自らの力だけで必要なサービス等にたどり着くことは容易ではなく、彼らをサービスまで導いて立ち直りを支える手立ても整っていません。さらに、地域社会の理解が進まないこと等によって孤立に陥り、その社会的スティグマや生きづらさから罪を犯してしまう者も少なくありません。

これらの負の連鎖を断ち切るため、本市は、再犯の防止等の推進に関する法律が定めた地方公共団体の責務を踏まえ、罪に問われた者等が地域社会に復帰し、一市民としての生活を送るために必要な支援を行うことで、罪に問われた者等の立ち直りを支え、ひいては犯罪の被害に遭う人を一人でも減らすことを目指します。

ここに、関係機関や民間の支援者、市民の皆さんと共に立ち直ろうとする人を受け入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて更生支援の取組を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市（以下「市」という。）における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進し、全ての市民が安全で安心して暮らせる誰一人取り残さない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が、地域社会において罪を犯すことなく生活することができるようにするための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会を共に構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会を共に構成する個人として尊重されなければならないが、罪に問われた者等に対する公共サービス等は、一市民に対するものとして適切に行われなければならないこと及び支援に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下に、行われなければならない。

3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念

に対して理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下に、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、早期かつ総合的に、途切れることなく必要な支援を受けられることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総合的に行うための更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(関係機関等の役割)

第5条 関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの役割に応じて必要な支援を適切に行うことにより、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 罪に問われた者等及び支援者を孤立させない支援体制の整備等

(孤立させない支援体制)

第7条 市は、更生支援に関する相談窓口を設置し、罪に問われた者等、その家族等及びその支援を行う関係者に対して、必要な制度の情報を適切に提供し、市及び関係機関等による適切な支援が行われるよう努めるものとする。

2 市は、罪に問われた者等に対する支援を行うときは、その内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

3 市は、前項の支援をするに当たり、関係部局相互の緊密な連携及び各種の支援の調整を図るための体制を整備するものとする。

(連携協力を協議する場)

第8条 市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等との緊密な連携体制を整備し、情報共有及び協議の場を設けるものとする。

2 市及び関係機関等は、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報に適切に取り扱わなければならない。

(人材の確保等)

第9条 市は、更生支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、更生支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 社会的排除の解消

(地域社会における共生の配慮)

第11条 市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等及びその家族等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念その他の第1章の規定の趣旨にのっとり行うものとする。

(日常生活等の相談)

第12条 市は、関係機関等及び市民等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等及びその家族等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応ずるものとする。

(市民等の理解の促進)

第13条 市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第14条 市は、保護司会及び法第14条に規定する協力雇用主その他民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

罪に問われた者等への更生支援に関し、基本理念、市の責務、孤立させない支援体制等を定めようとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表神功バンビーホームの項中「奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内」を「奈良市神功二丁目1番地 平城西中学校内・奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

平城西中学校区小中一貫校の設置に伴い、平城西中学校に建設したバンビーホームを当該小中一貫校が開校するまでの間、神功バンビーホームに位置付けようとするものである。

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例等の一部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成30年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

（奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和2年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、本市の独自基準として定めていた事項について、基準省令で規定されることとなったことから、基準省令との整合性を図るため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第12条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第12条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第16条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及

び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

第21条を次のように改める。

（保険料の減免）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるものに対し、その保険料を減免することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当する納付義務者又は被保険者
 - ア 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者
 - イ 行方不明となつた者
 - ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者
- (2) 次のいずれかの事由により収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少した納付義務者又は被保険者
 - ア 長期の入院又は自宅療養
 - イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由
- (3) 被保険者又は被保険者であつた者で、法第59条各号のいずれかに該当することにより、保険給付の制限を受けたもの
- (4) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(5) 被保険者で、次のいずれかに該当することとなつたもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者

イ 生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者

(6) 前各号に定めるもののほか、保険料を減免することが適当であるとして市長が別に定める者

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める申請期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第4号に該当する者であつて、当該期限までに資格喪失証明書等を添付した国民健康保険の資格取得の届出を市長に提出した場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によつて保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、保険料の減免割合その他保険料の減免に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則第3項中「「地方税法第313条第3項」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第12項中「第21条第1項第2号」を「第21条第1項第4号」に改める。

附則第14項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附

則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第14項の改正規定 公布の日
- (2) 第21条の改正規定 令和6年4月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げ等を行うほか、保険料の減免基準について県の運営方針に統一する等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「35,100円」を「35,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「49,100円」を「50,100円」に改め、同項第4号中「63,100円」を「64,400円」に改め、同項第5号中「70,100円」を「71,600円」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「80,600円」を「82,300円」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「87,700円」を「89,500円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「105,200円」を「107,400円」に改め、同項第9号イ中「119,200円」を「121,700円」に改め、同項第10号イ中「126,200円」を「128,900円」に改め、同項第11号イ中「133,200円」を「136,000円」に改め、同項第12号イ中「147,300円」を「150,300円」に改め、同項第13号中「161,300円」を「164,700円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,000円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,000円」を「21,500円」に、「31,600円」を「32,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,000円」を「21,500円」に、「45,600円」を「46,500円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和3年度から令和5年度までの間の第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料基準額を改定するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市営駐車場条例の一部改正について

奈良市営駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市内に事務所等を有する事業者等であって規則で定めるところにより指定管理者の登録を受けたものが利用者に代わって利用料金を支払う場合にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

J R奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の利用料金について、提携先施設における磁気処理機器の導入に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「使用承認」を「利用承認」に、「使用制限」を「利用制限」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定期利用）

第5条の2 ワークスペース及びトレーニングルームは、1箇月を単位として継続して利用することができる。

2 前項の規定による利用（以下「定期利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

第6条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の3項を加える。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用者」を「利用者」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に改め、同条第4項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第12条第1項及び第13条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第14条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条関係）

- 1 多目的ホール、リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室及び多目的スペース利用料金の上限

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
多目的ホール	体育室として 独占利用	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 4,400	円 4,400
	体育室として 部分利用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200
リハーサル室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
ワークスペース	個別利用（						

ース	1人当たり)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	オープン利用(1人当たり)	800	800	800	800	800	800
会議室 A	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000
会議室 B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
研修室 A		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
研修室 B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
和室	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000
技能講習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
実習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的スペース		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
備考							
<p>1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。</p> <p>4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。</p> <p>5 多目的ホールを利用する場合において、次のいずれかに該当するときの利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。</p> <p>(1) 500円を超える入場料を徴収するとき。</p>							

- (2) 会費又は協力費を徴収するとき。
 - (3) 会員制度により会員を招待するとき。
 - (4) 商品等の売上高により招待券を発行するとき。
 - (5) その他これらに準ずるとき。
- 6 実習室を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 7 「個別利用」とは、個人でワークスペース内の個室を利用する場合をいう。
- 8 「オープン利用」とは、ワークスペース（個室を除く。）を利用する場合をいう。
- 9 次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市内に存する学校に在学する者
- 10 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 11 ワークスペースの定期利用の利用料金は、月額32,500円とする。
- 12 多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。

2 トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回につき）

区 分	利 用 料 金
トレーニングルーム	500円
	回数券（11枚） 5,000円
シャワー室	100円
サウナ室	150円
シャワー室・サウナ室	200円
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円

備考

トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。

3 テニスコートの利用料金の上限（1面につき）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円

備考

- 1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。
- 2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 附属設備及びその利用料金の上限

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用承認に係る利用料金から適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

奈良市勤労者総合福祉センターの管理に関し利用料金制を導入し、料金体系の見直しを行おうとするものである。

奈良市道路占用料に関する条例の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき	430円	を
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	130円	

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき	430円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	130円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該道路下の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	に
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネル）階数が1のもの	Aに0.005	

	ルの上の地下 を除く。)に 設けるもの	の	を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上 のもの	Aに0.01を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額	

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

都市再生特別措置法上の都市再生整備計画の区域内における道路占用許可の特例制度を活用するため、新たな占用料の区分を追加しようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中学校の部に次のように加える。

奈良市立一条高等学校附属中学校	奈良市法華寺町1,351番地
-----------------	----------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

一条高等学校を併設型の中高一貫教育校とするため、附属中学校の設置に関し所要の改正を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「糖尿病内科」を「糖尿病・内分泌内科」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) リウマチ・こう原病内科

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目のうち、内科をリウマチ・こう原病内科に、糖尿病内科を糖尿病・内分泌内科に変更しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川 元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

福竹 徹

公認会計士

奈良市議案第41号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

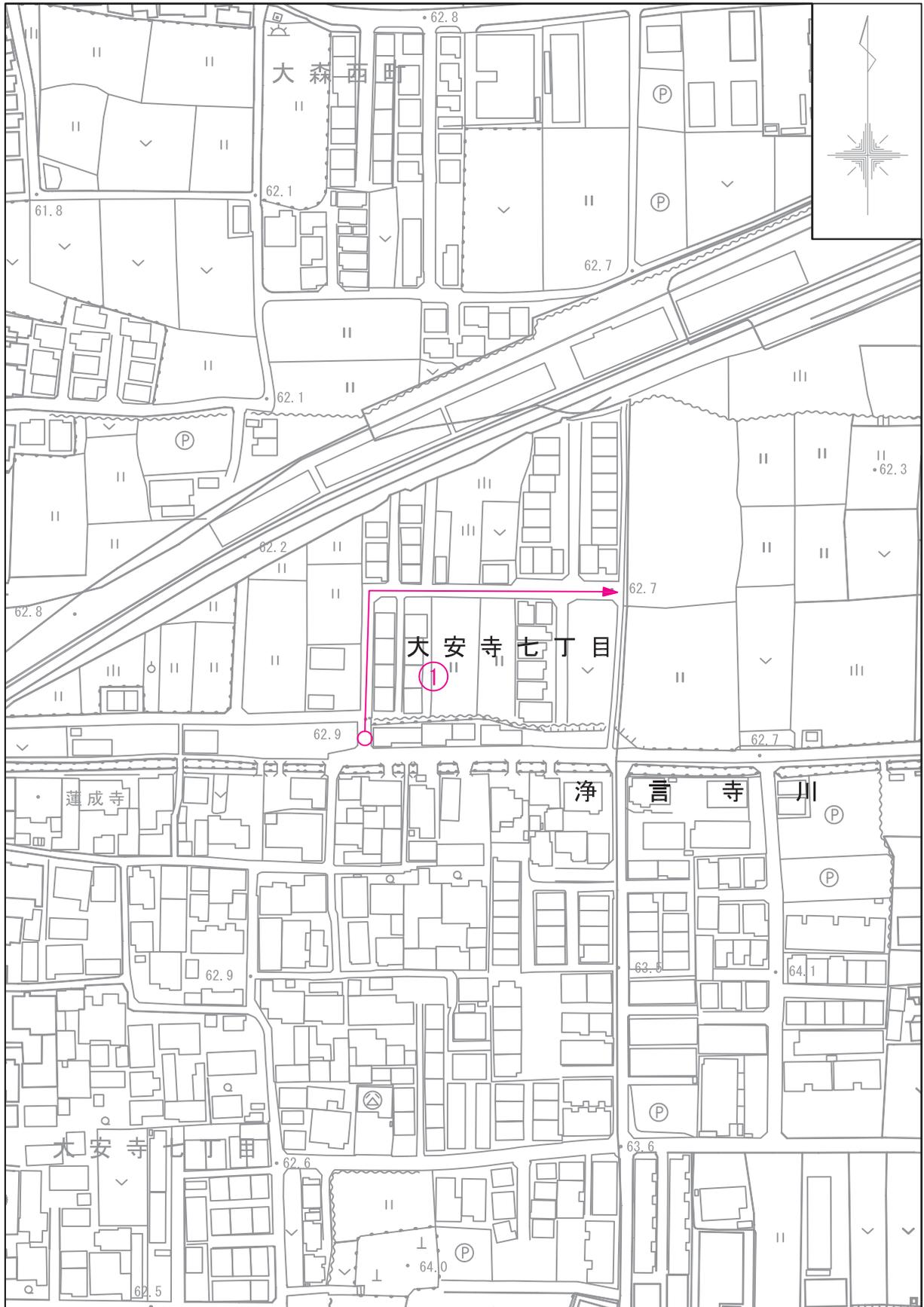
令和3年3月2日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第56号線	大安寺町 681番地先から	大安寺町 676番1地先まで	L = 142.7 W = 3.5~6.0
2	南部第404号線	古市町 614番1地先から	北永井町 91番地先まで	L = 341.0 W = 0.9~9.5
3	中部第686号線	西大寺野神町一丁目 613番地先から	西大寺南町 2366番1地先まで	L = 985.7 W = 1.6~6.9
4	中部第1742号線	西大寺南町 2369番1地先から	西大寺南町 2366番1地先まで	L = 88.0 W = 6.0

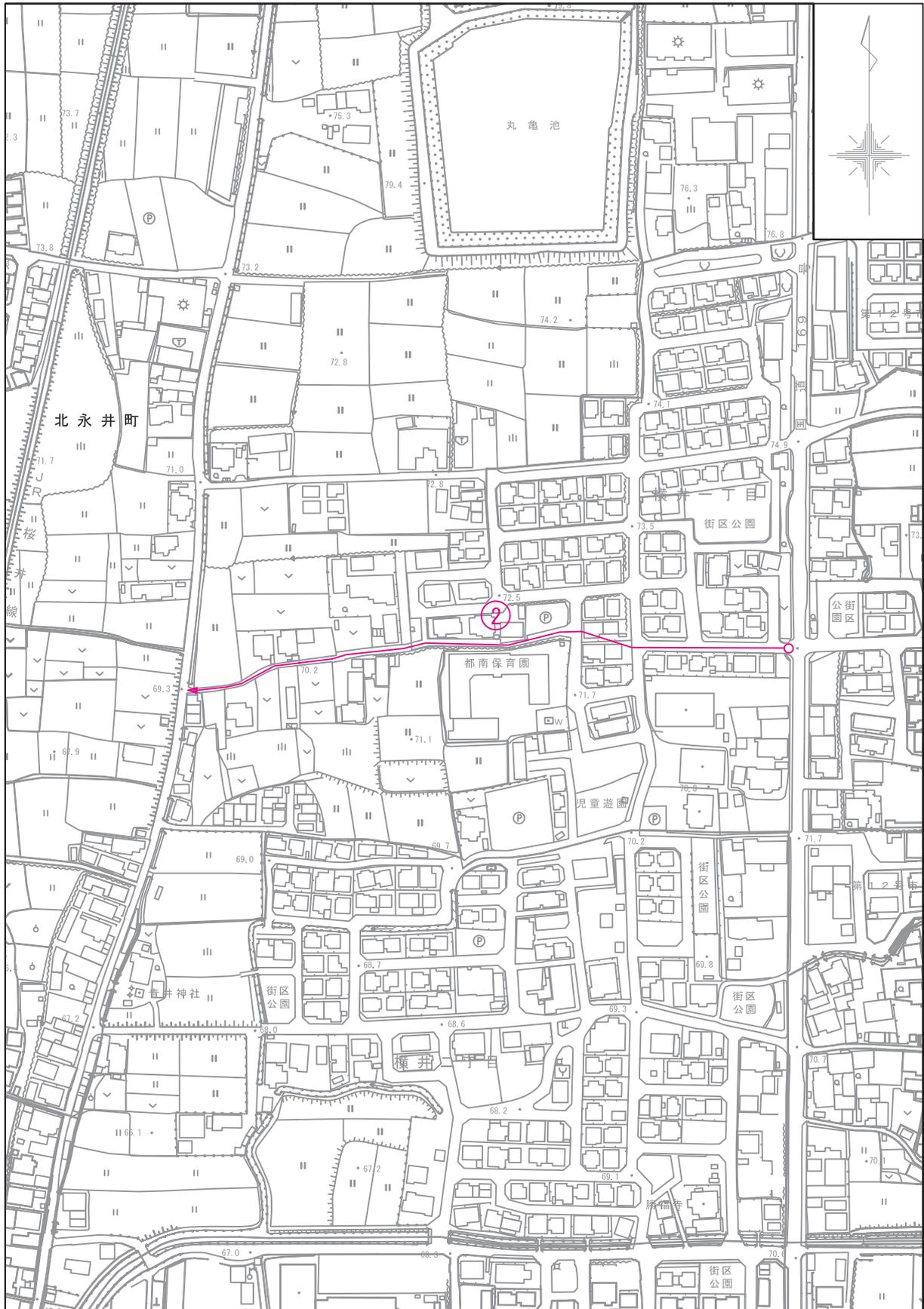
① 南部第56号線

○ → 廃止しようとする路線



② 南部第404号線

○ → 廃止しようとする路線



奈良市議案第42号

市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

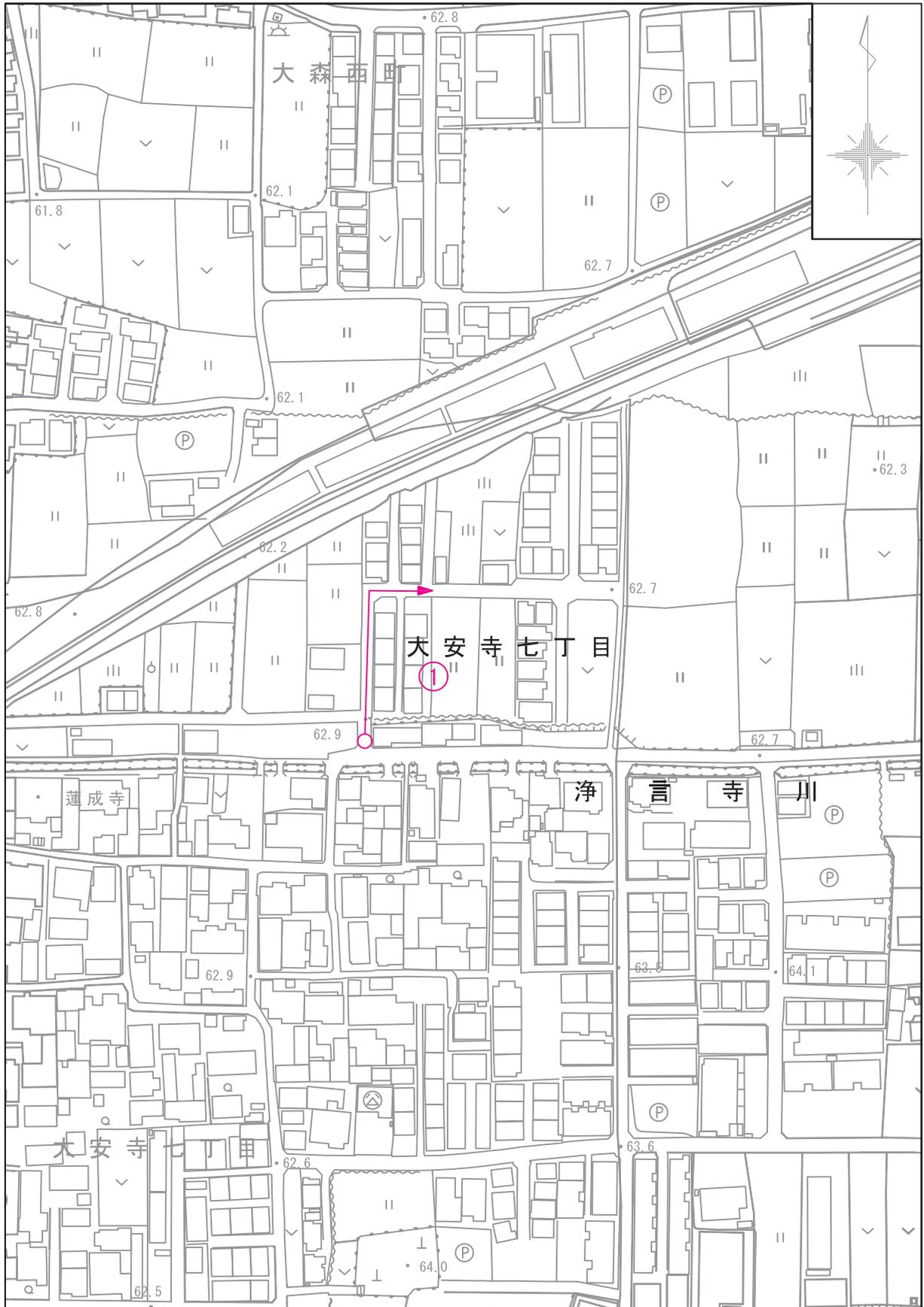
奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第56号線	大安寺七丁目 681番3地先から	大安寺七丁目 669番1地先まで	L = 77.5 W = 3.5~4.9
2	南部第404号線	横井一丁目 614番6地先から	横井一丁目 634番6地先まで	L = 83.0 W = 8.5
3	南部第724号線	横井一丁目 108番地先から	北永井町 91番地先まで	L = 230.0 W = 2.6~9.0
4	北部第819号線	南紀寺町二丁目 260番8地先から	南紀寺町二丁目 260番7地先まで	L = 53.0 W = 6.2~8.2
5	北部第820号線	南京終町五丁目 377番116地先から	南京終町五丁目 377番144地先まで	L = 83.1 W = 6.0
6	北部第821号線	南紀寺町二丁目 342番4地先から	南紀寺町二丁目 350番8地先まで	L = 98.8 W = 4.0~8.4
7	中部第686号線	西大寺野神町一丁目 613番地先から	西大寺芝町一丁目 258番3地先まで	L = 752.7 W = 1.6~6.2
8	中部第1742号線	西大寺南町 2366番1地先から	西大寺南町 2370番3地先まで	L = 133.7 W = 6.0
9	中部第1755号線	西大寺国見町一丁目 2326番3地先から	西大寺南町 2369番4地先まで	L = 42.2 W = 4.0
10	中部第1756号線	平松二丁目 224番5地先から	平松二丁目 224番12地先まで	L = 53.9 W = 6.0~8.0
11	中部第1757号線	平松三丁目 665番1地先から	平松三丁目 657番5地先まで	L = 78.6 W = 6.0~8.0
12	中部第1758号線	中山町 1750番3地先から	中山町 1753番9地先まで	L = 124.0 W = 6.0~13.0
13	中部第1759号線	中山町 1487番1地先から	中山町 1738番6地先まで	L = 86.4 W = 6.0~18.6
14	中部第1760号線	押熊町 667番1地先から	押熊町 666番3地先まで	L = 54.8 W = 6.0~9.0
15	中部第1761号線	押熊町 2570番1地先から	押熊町 1576番14地先まで	L = 107.0 W = 6.0
16	西部第1473号線	学園南三丁目 931番419地先から	学園南三丁目 931番416地先まで	L = 55.7 W = 6.0~8.0
17	西部第1474号線	学園南三丁目 931番423地先から	学園南三丁目 931番428地先まで	L = 17.1 W = 6.0~8.5
18	西部第1475号線	中山町西二丁目 946番45地先から	中山町西二丁目 939番19地先まで	L = 359.4 W = 6.0
19	西部第1476号線	中山町西二丁目 946番19地先から	中山町西二丁目 946番8地先まで	L = 84.8 W = 6.0
20	西部第1477号線	中山町西二丁目 946番25地先から	中山町西二丁目 939番22地先まで	L = 64.3 W = 6.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	西部第1478号線	中山町西二丁目 946番4地先から	中山町西二丁目 939番48地先まで	L = 89.0 W = 6.0
22	西部第1479号線	三碓町 2201番12地先から	三碓町 2195番19地先まで	L = 109.4 W = 6.0~8.0
23	西部第1480号線	藤ノ木台一丁目 696番8地先から	藤ノ木台一丁目 691番13地先まで	L = 80.9 W = 6.0~8.0
24	西部第1481号線	中登美ヶ丘五丁目 320番地先から	中登美ヶ丘五丁目 437番地先まで	L = 307.8 W = 10.0~23.0
25	西部第1482号線	中登美ヶ丘五丁目 507番地先から	中登美ヶ丘五丁目 116番1地先まで	L = 70.5 W = 10.0
26	西部第1483号線	中登美ヶ丘五丁目 423番地先から	中登美ヶ丘五丁目 399番地先まで	L = 287.2 W = 6.0
27	西部第1484号線	中登美ヶ丘五丁目 418番地先から	中登美ヶ丘五丁目 400番地先まで	L = 68.0 W = 6.0
28	西部第1485号線	中登美ヶ丘五丁目 381番地先から	中登美ヶ丘五丁目 398番地先まで	L = 102.1 W = 6.0~8.0
29	西部第1486号線	中登美ヶ丘五丁目 325番地先から	中登美ヶ丘五丁目 396番地先まで	L = 299.7 W = 6.0~8.0
30	西部第1487号線	中登美ヶ丘五丁目 371番地先から	中登美ヶ丘五丁目 376番地先まで	L = 33.0 W = 6.0
31	西部第1488号線	中登美ヶ丘五丁目 348番地先から	中登美ヶ丘五丁目 332番地先まで	L = 198.2 W = 6.0
32	西部第1489号線	中登美ヶ丘五丁目 339番地先から	中登美ヶ丘五丁目 322番地先まで	L = 98.2 W = 6.0
33	西部第1490号線	中登美ヶ丘五丁目 347番地先から	中登美ヶ丘五丁目 317番地先まで	L = 14.1 W = 6.0
34	西部第1491号線	中登美ヶ丘五丁目 364番地先から	中登美ヶ丘五丁目 344番地先まで	L = 12.7 W = 6.0
35	西部第1492号線	中登美ヶ丘五丁目 382番地先から	中登美ヶ丘五丁目 476番地先まで	L = 6.0 W = 6.0
36	西部第1493号線	中登美ヶ丘五丁目 388番地先から	中登美ヶ丘五丁目 395番地先まで	L = 31.1 W = 6.0
37	西部第1494号線	中登美ヶ丘五丁目 488番地先から	中登美ヶ丘五丁目 434番地先まで	L = 37.5 W = 0.4~4.2
38	西部第1495号線	中登美ヶ丘五丁目 449番地先から	中登美ヶ丘五丁目 299番地先まで	L = 10.1 W = 4.0

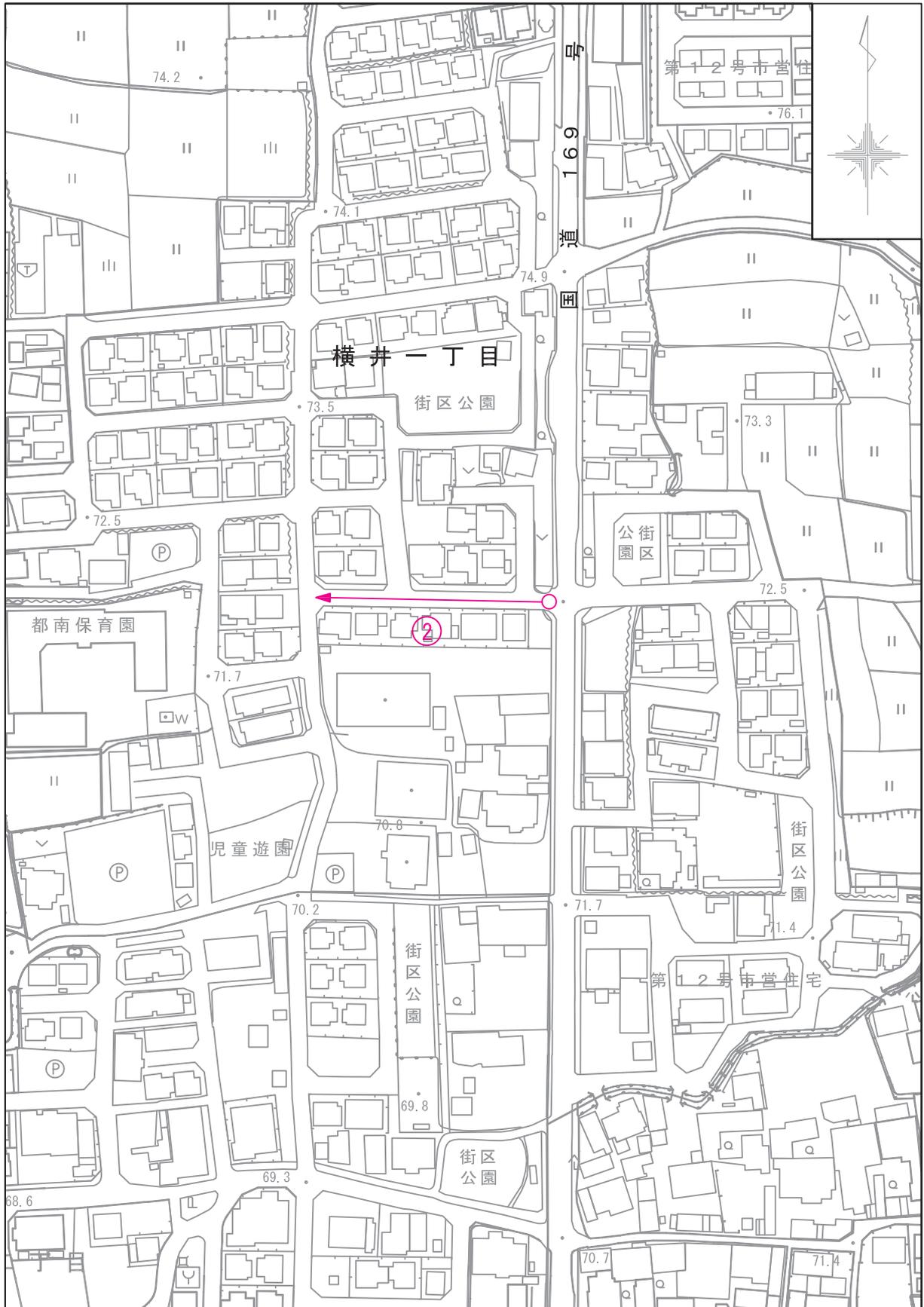
① 南部第56号線

○ → 認定しようとする路線



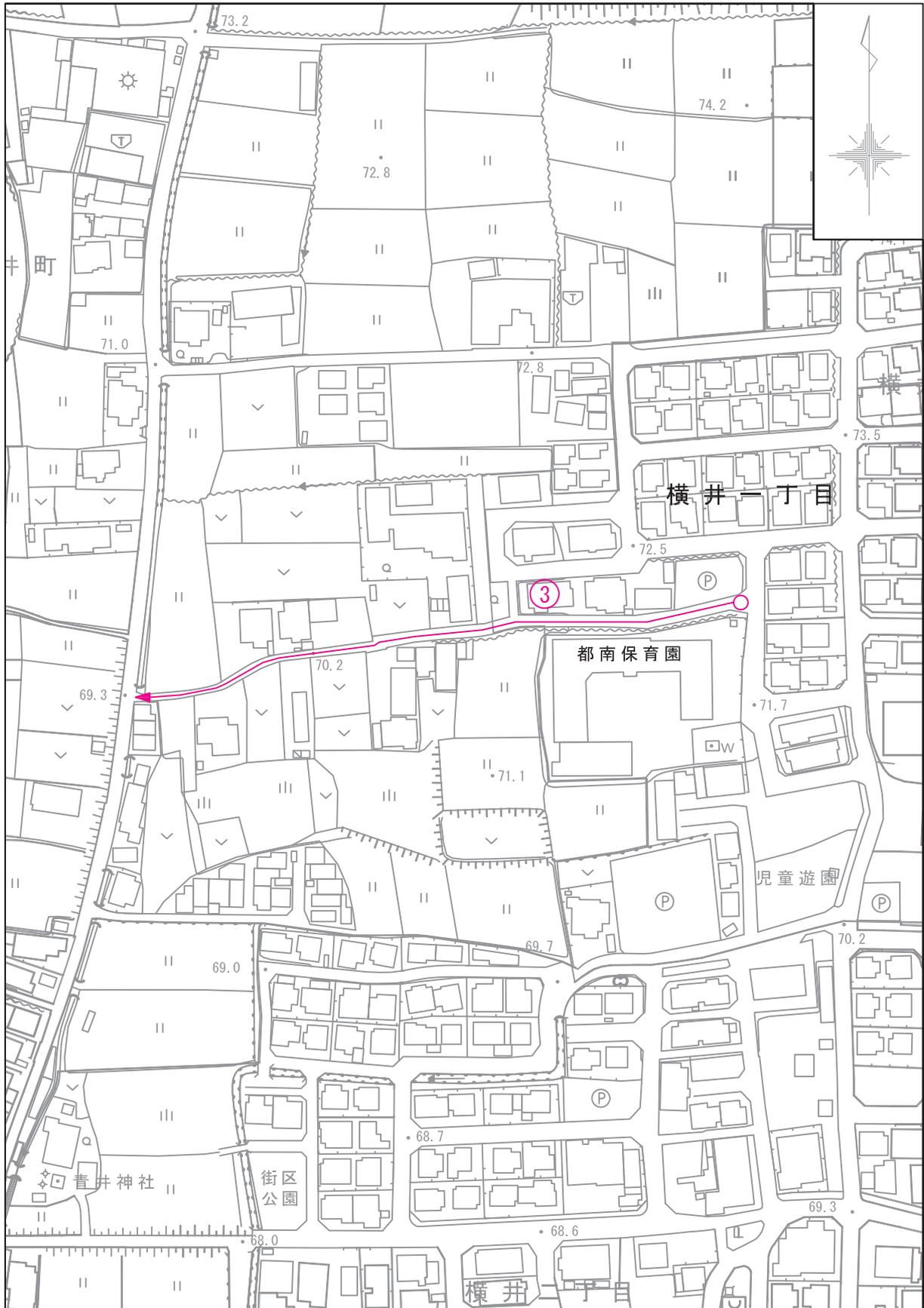
② 南部第404号線

○ → 認定しようとする路線



③ 南部第724号線

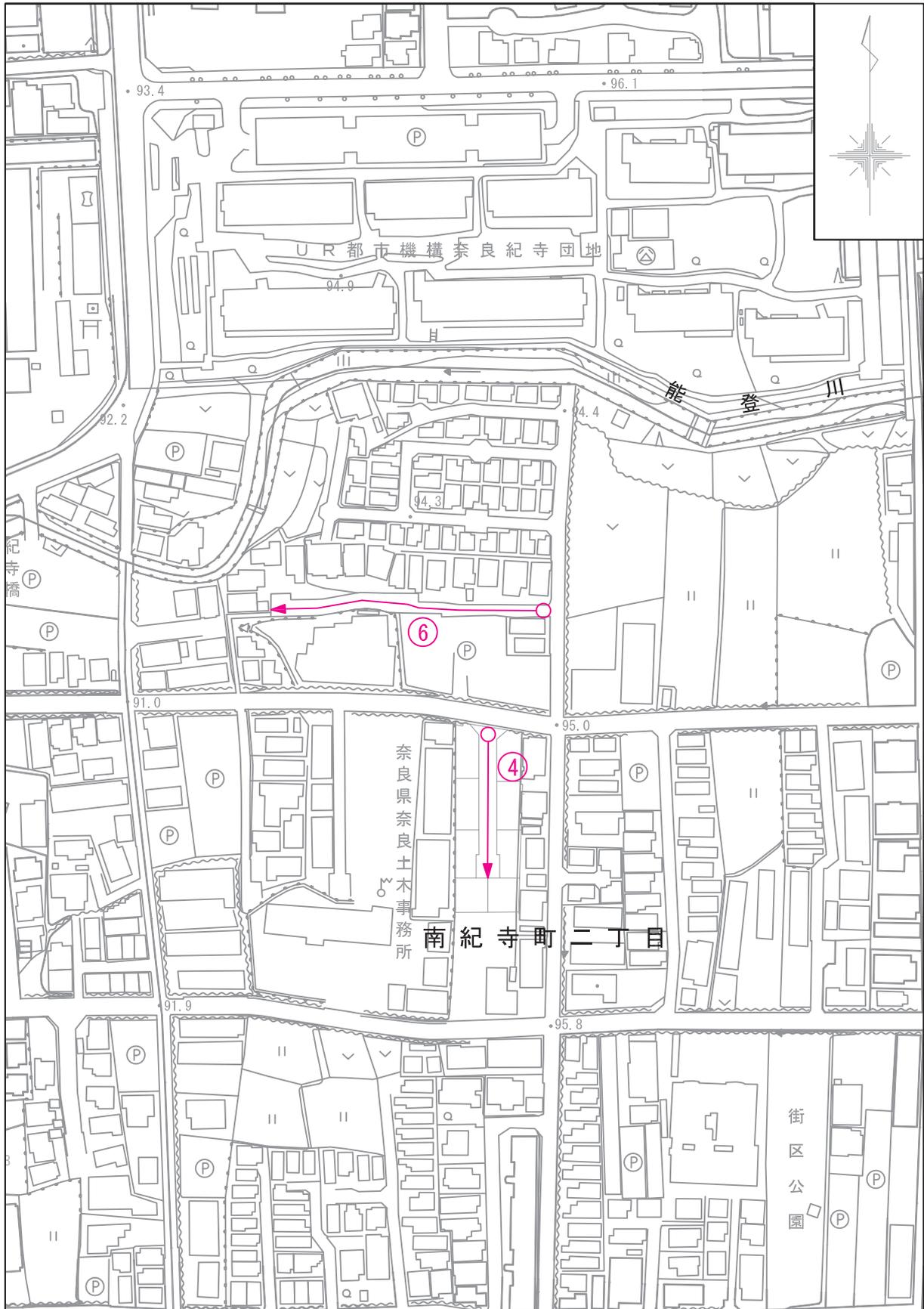
○ → 認定しようとする路線



④ 北部第819号線

⑥ 北部第821号線

○ → 認定しようとする路線



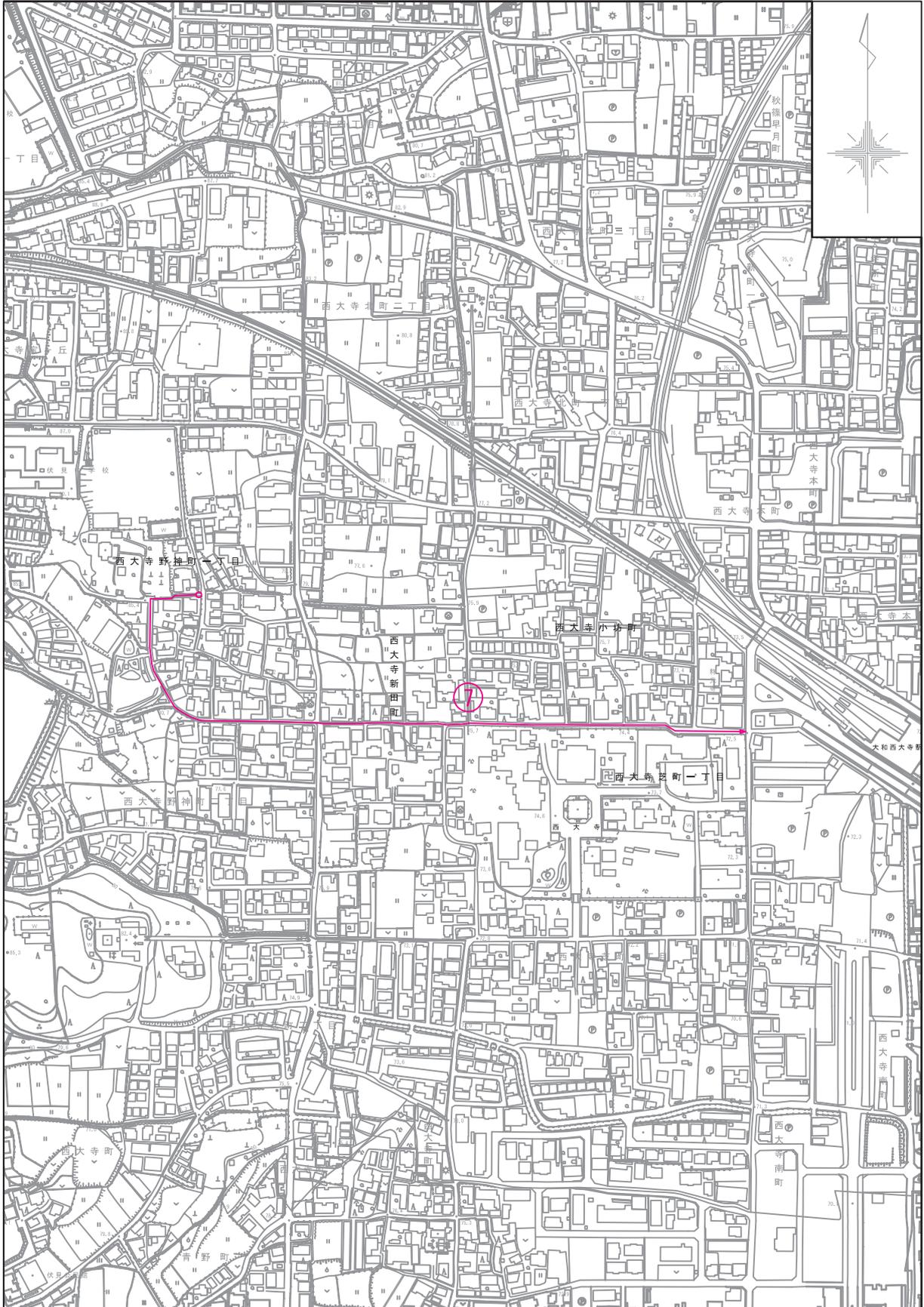
⑤ 北部第820号線

○ → 認定しようとする路線



⑦ 中部第686号線

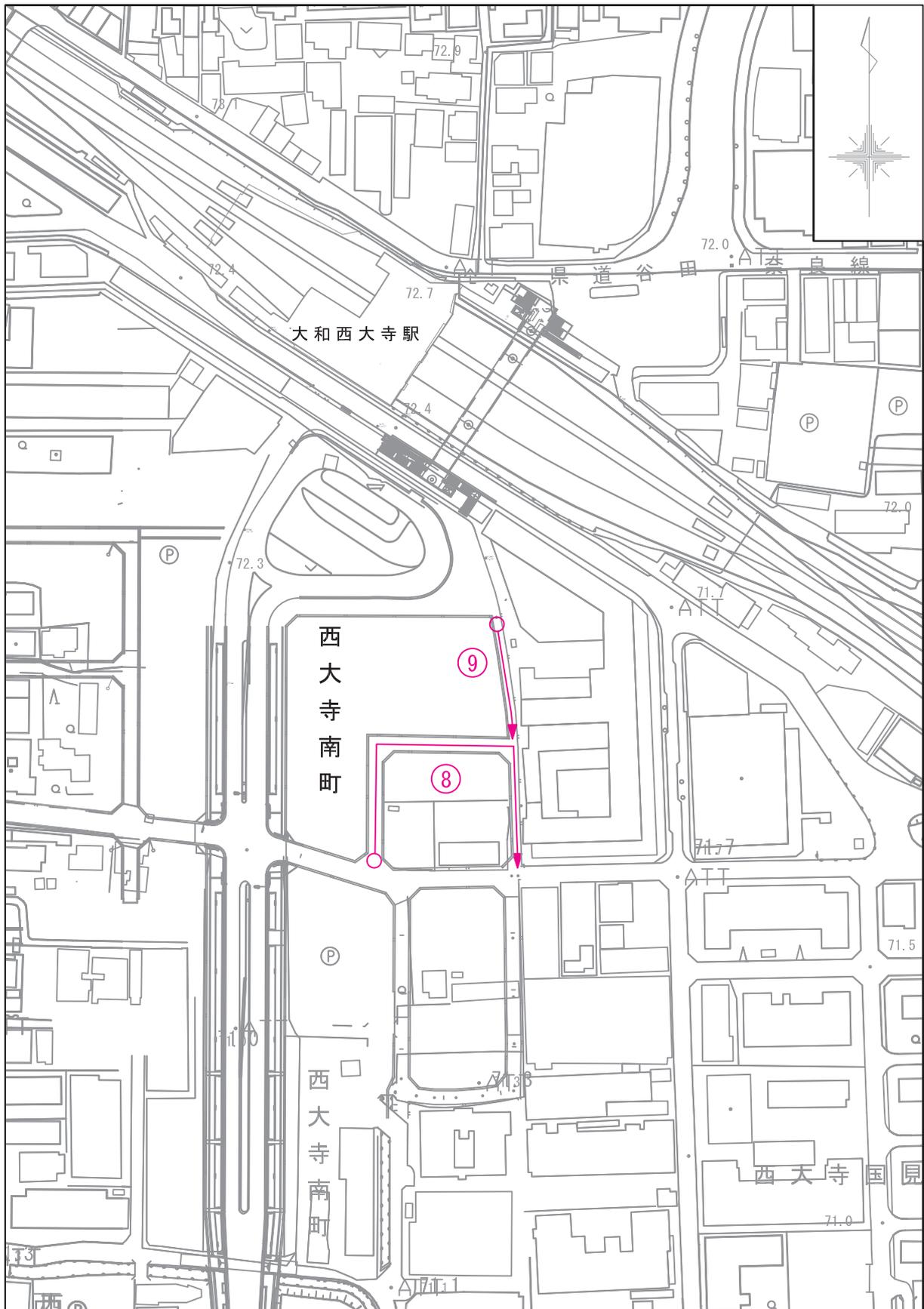
→ 認定しようとする路線



⑧ 中部第1742号線

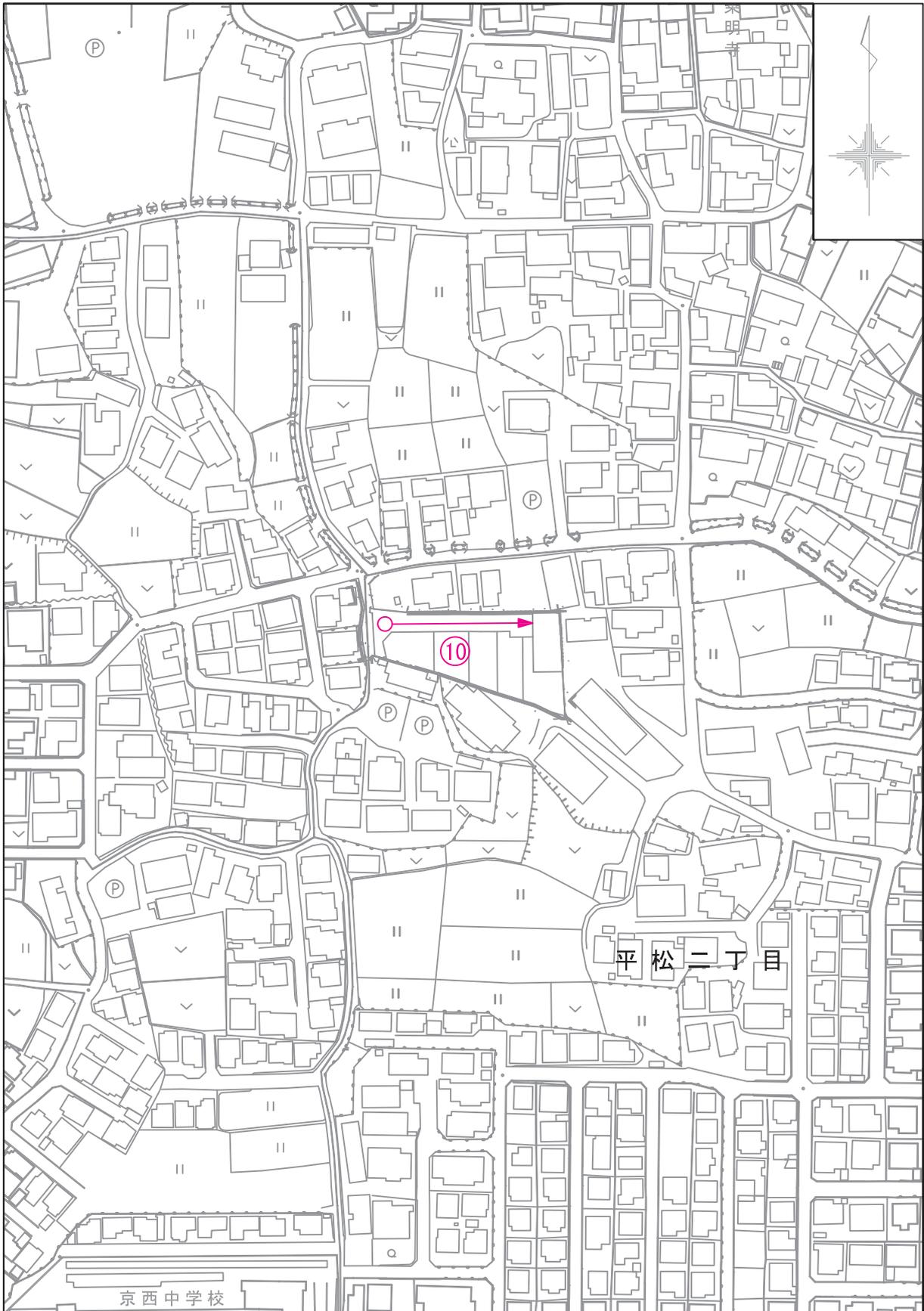
⑨ 中部第1755号線

○ → 認定しようとする路線



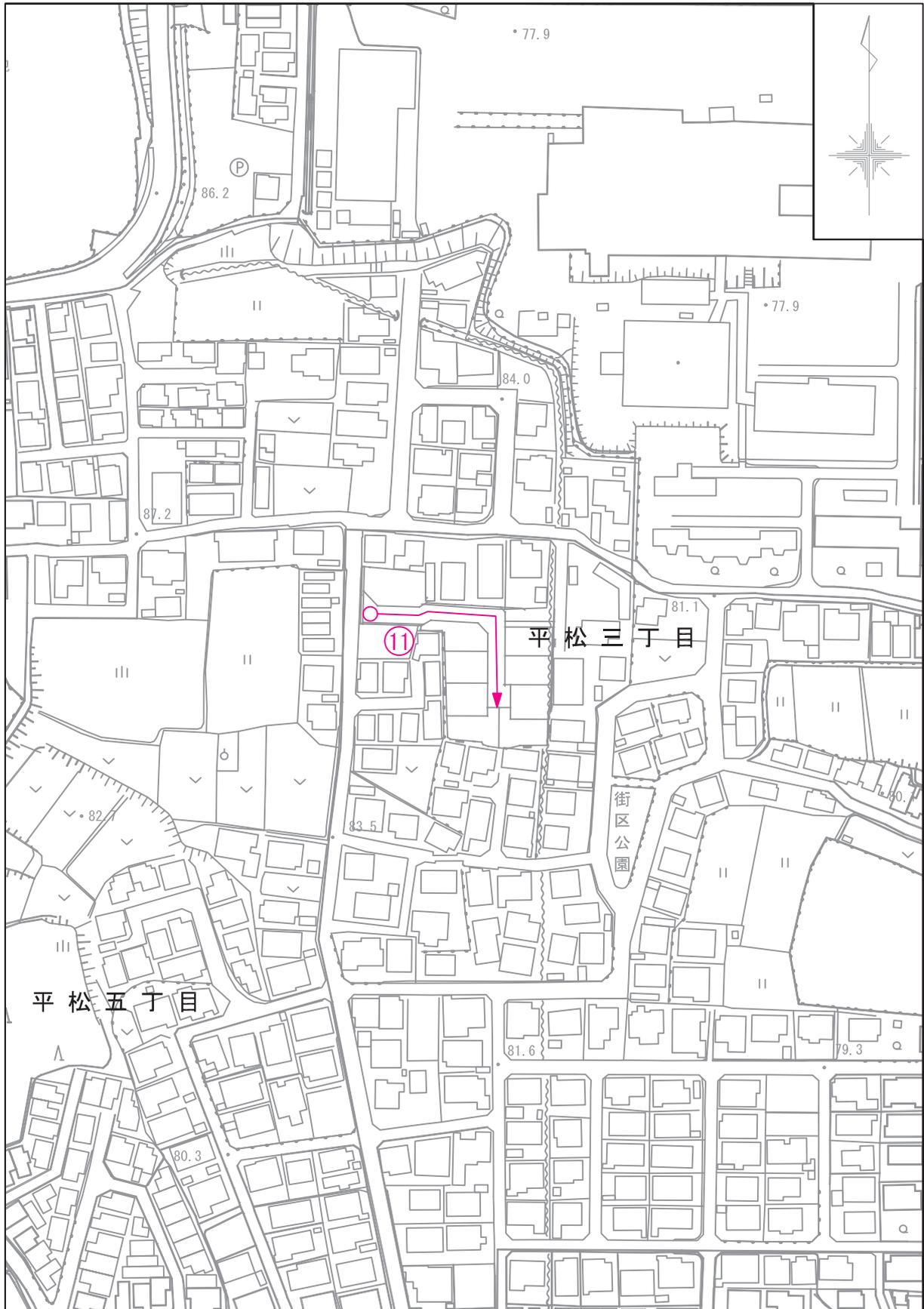
⑩ 中部第1756号線

○ → 認定しようとする路線



⑪ 中部第1757号線

→ 認定しようとする路線

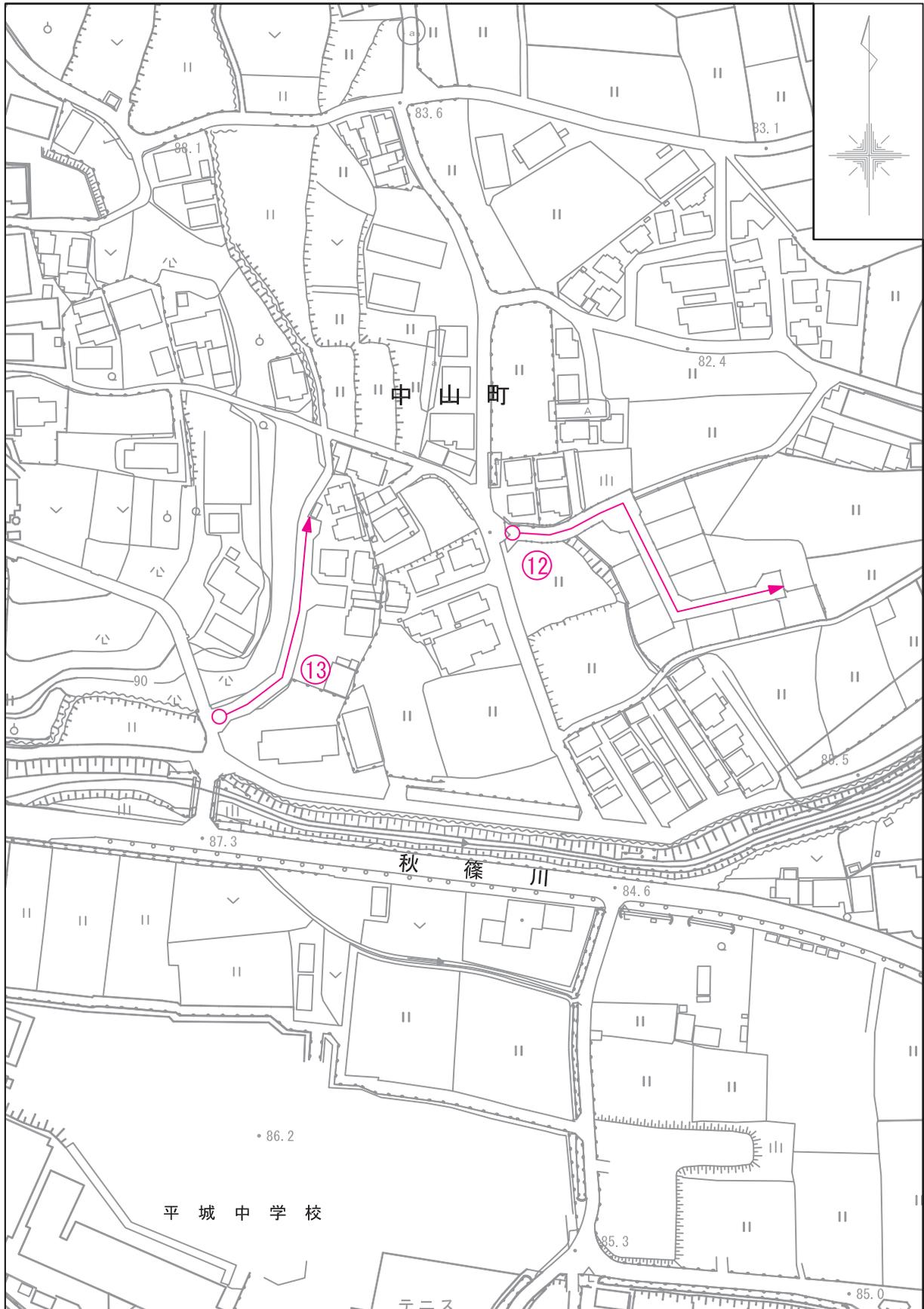


⑫ 中部第1758号線

⑬ 中部第1759号線

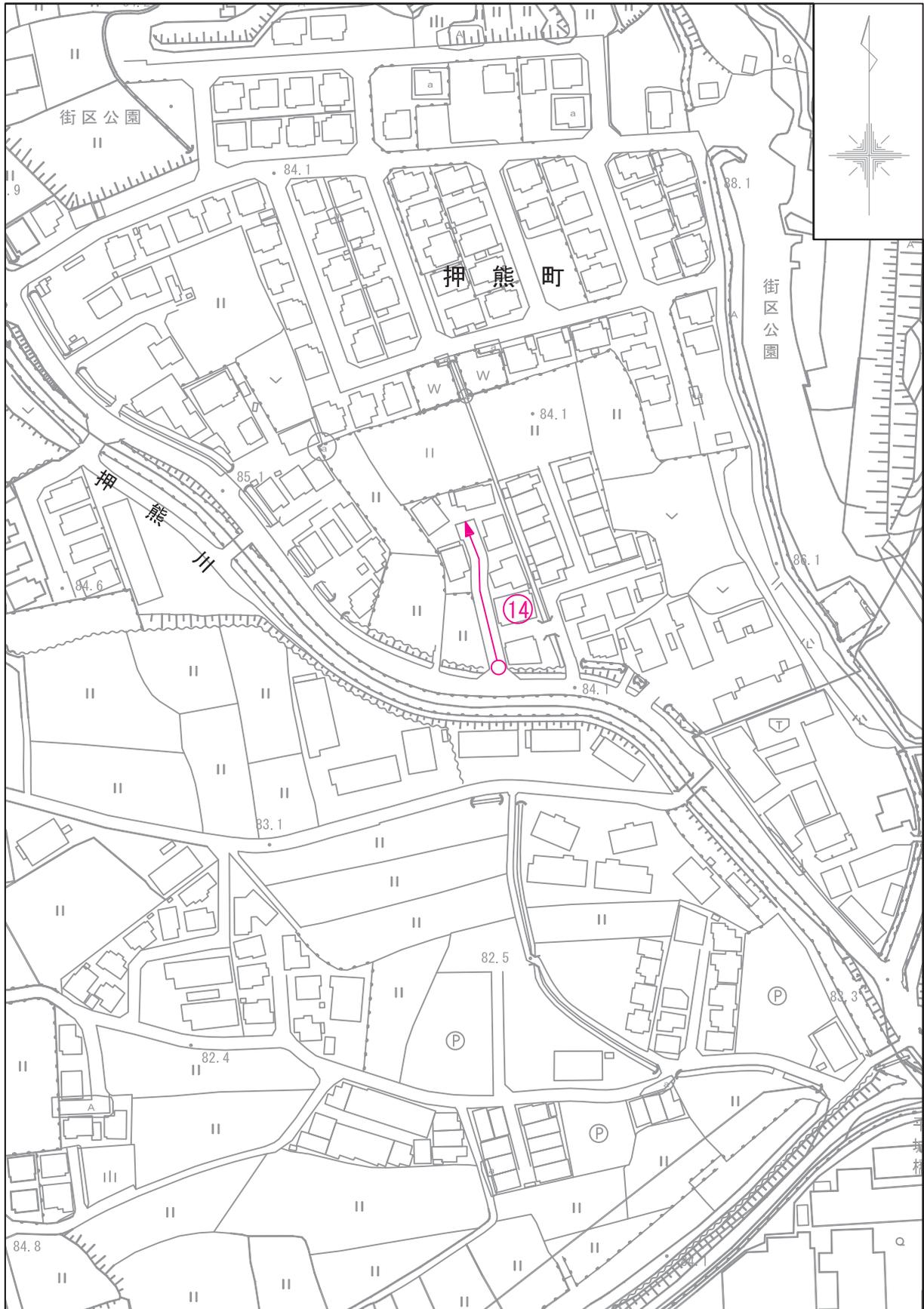


認定しようとする路線



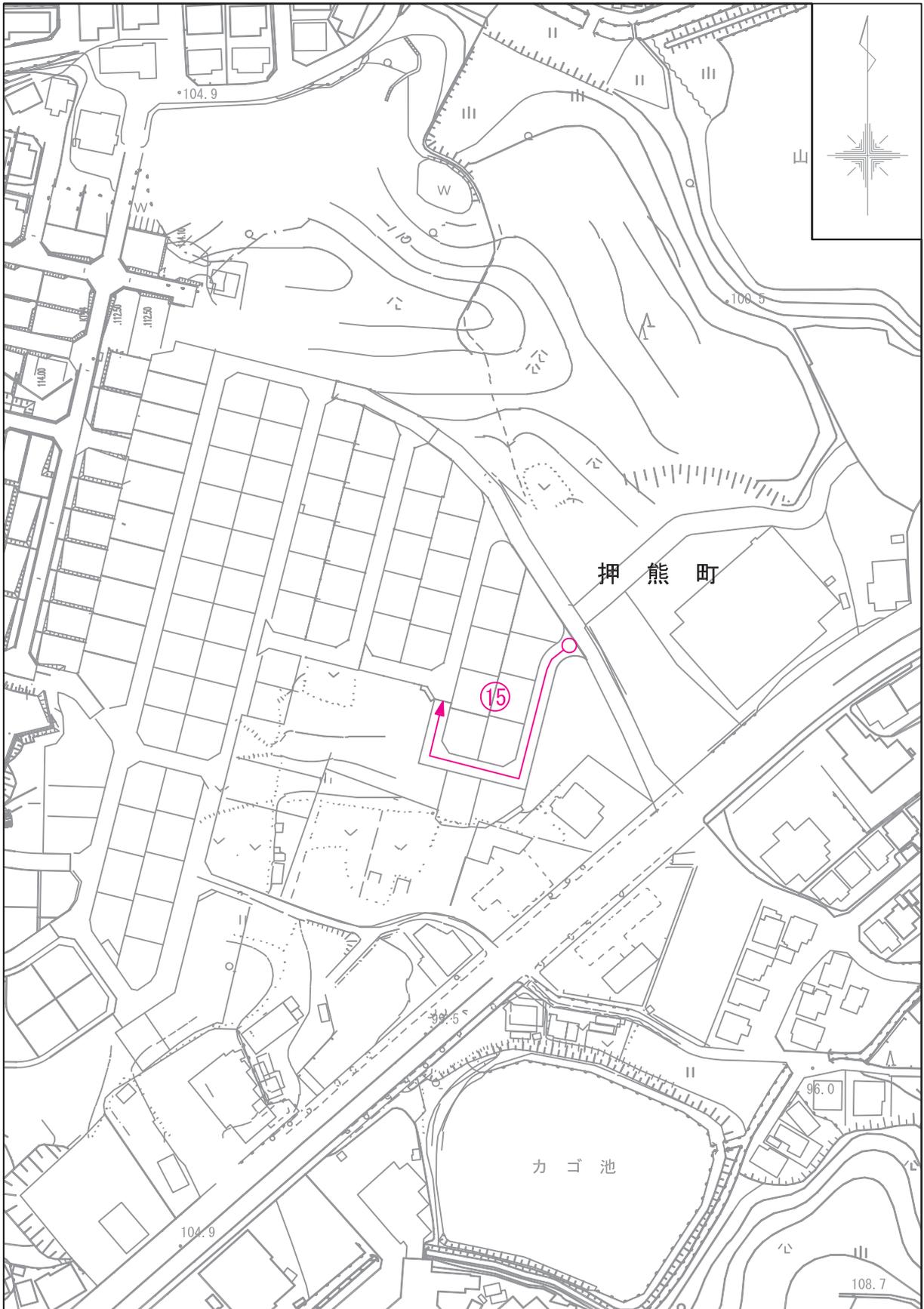
14 中部第1760号線

認定しようとする路線



15 中部第1761号線

○ → 認定しようとする路線

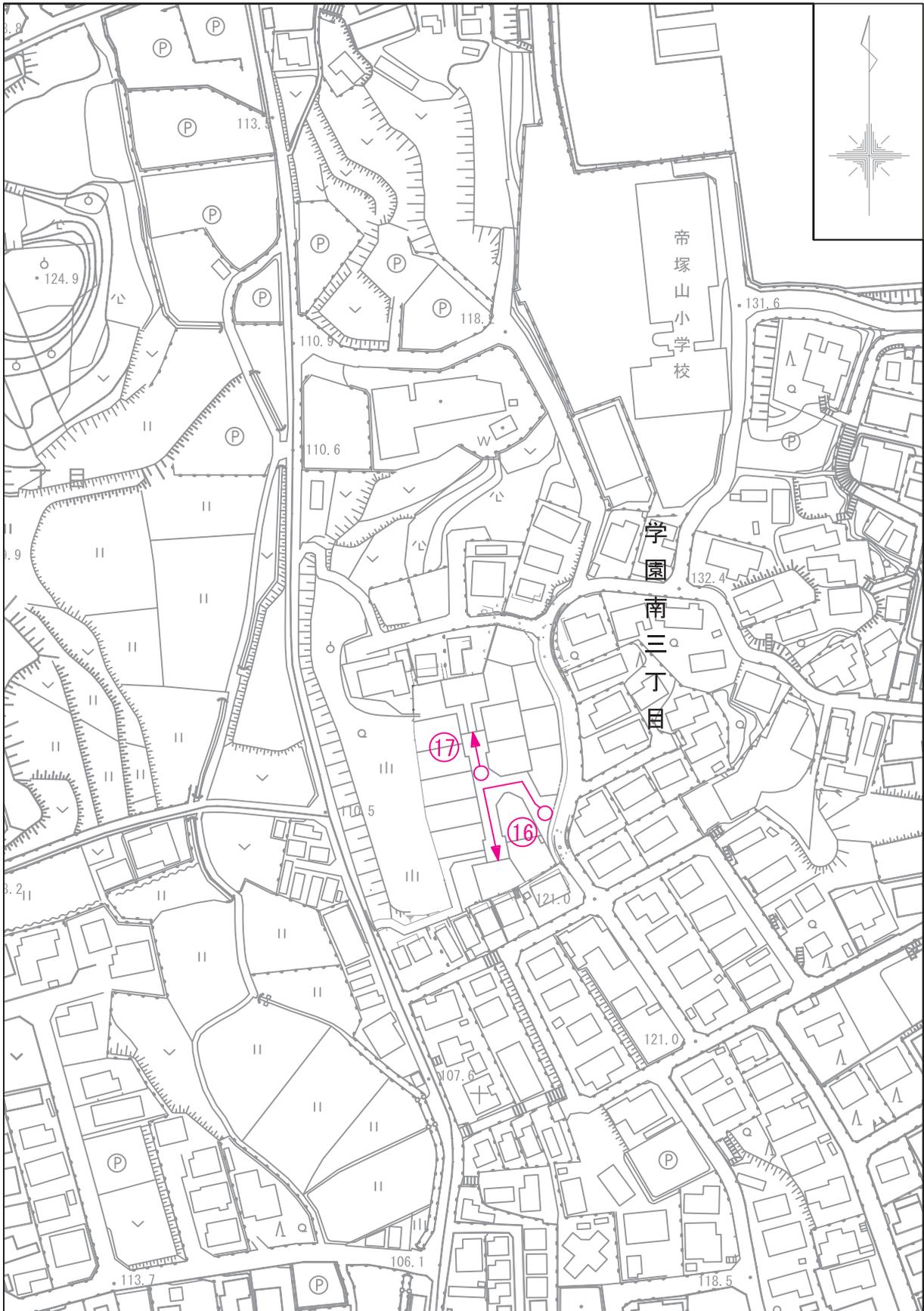


⑬ 西部第1473号線

⑭ 西部第1474号線

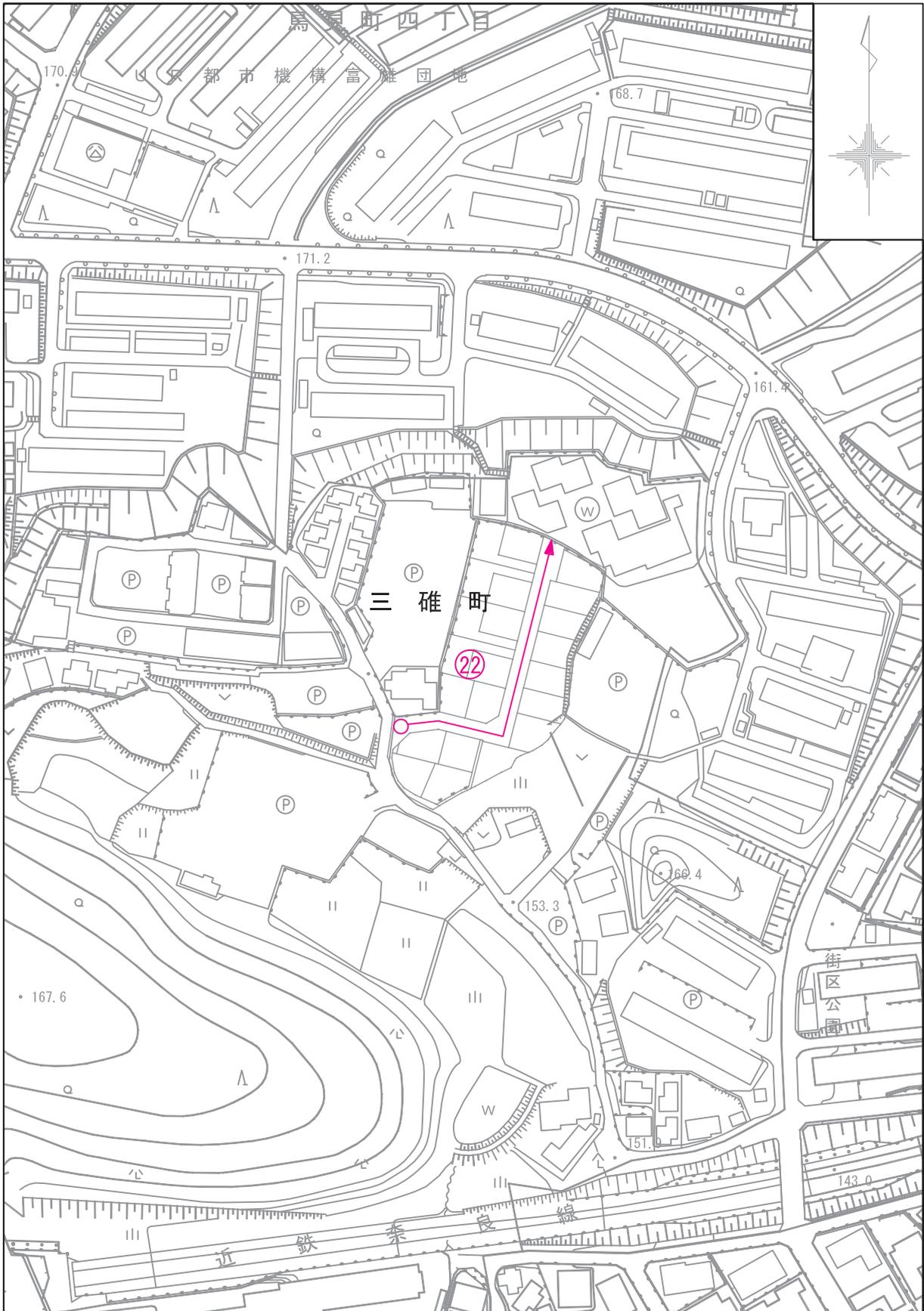


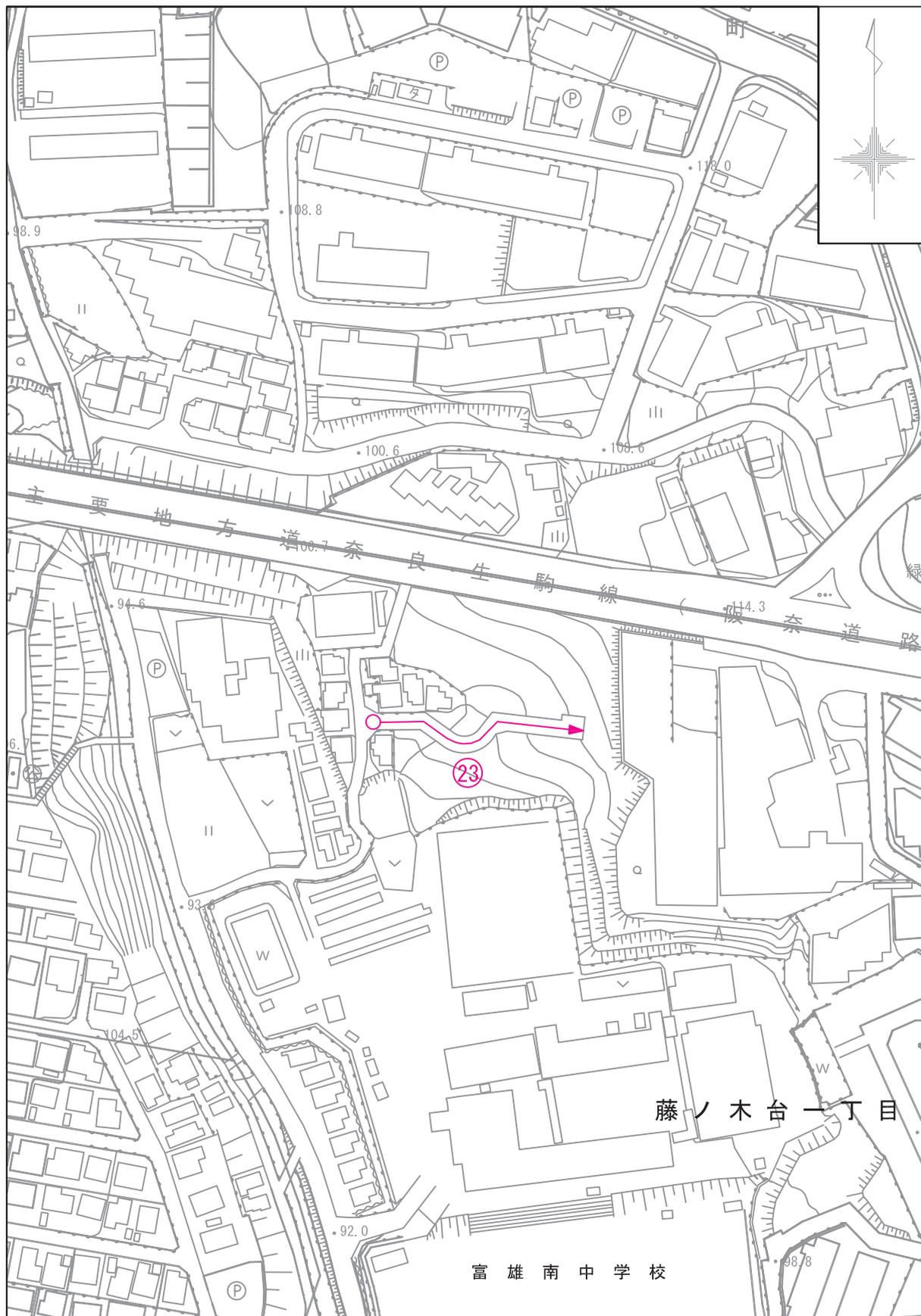
認定しようとする路線



22 西部第1479号線

○ → 認定しようとする路線





- ②4 西部第1481号線 ②9 西部第1486号線 ③4 西部第1491号線 ③7 西部第1494号線
- ②5 西部第1482号線 ③0 西部第1487号線 ③5 西部第1492号線 ③8 西部第1495号線
- ②6 西部第1483号線 ③1 西部第1488号線 ③6 西部第1493号線
- ②7 西部第1484号線 ③2 西部第1489号線
- ②8 西部第1485号線 ③3 西部第1490号線

○ → 認定しようとする路線

